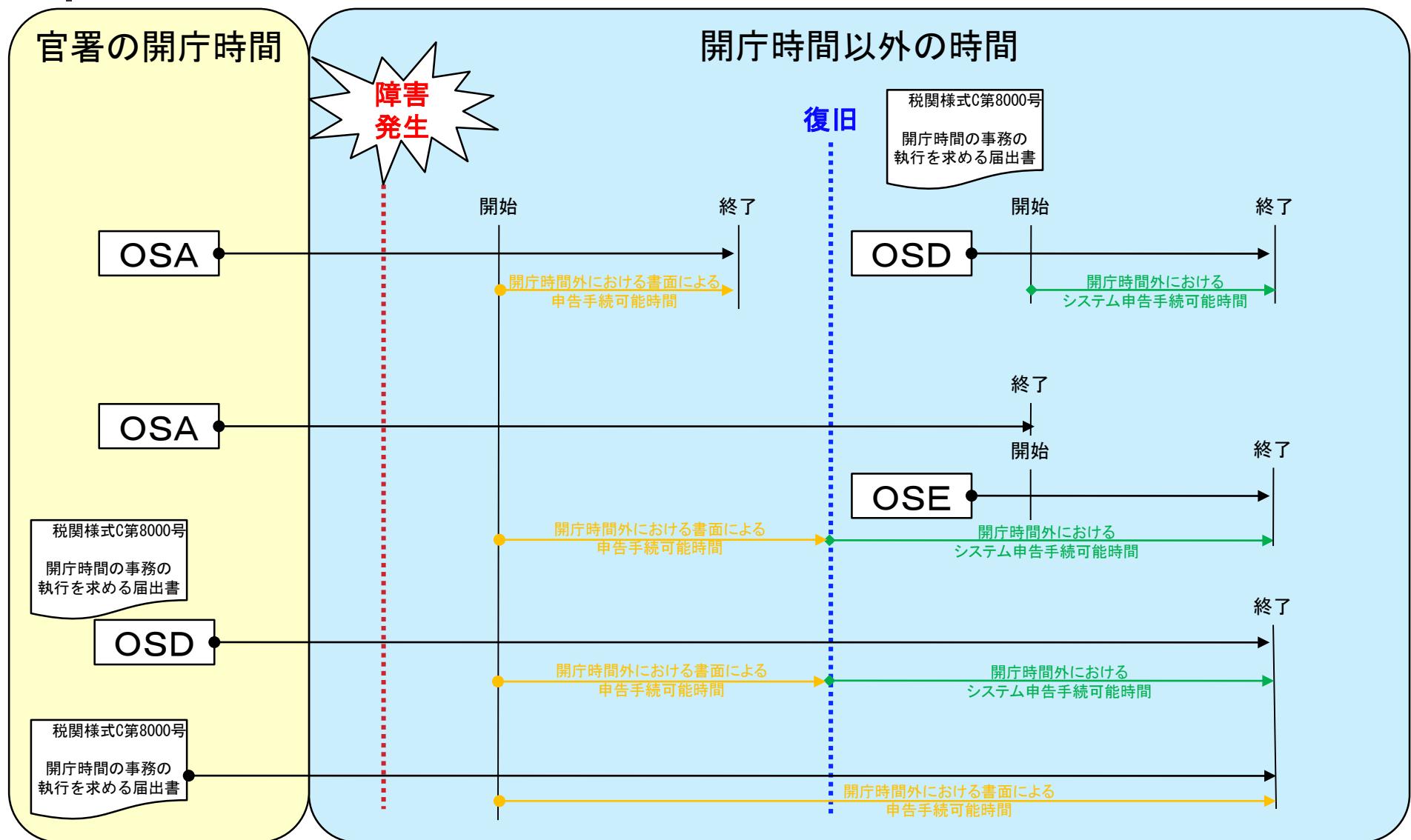
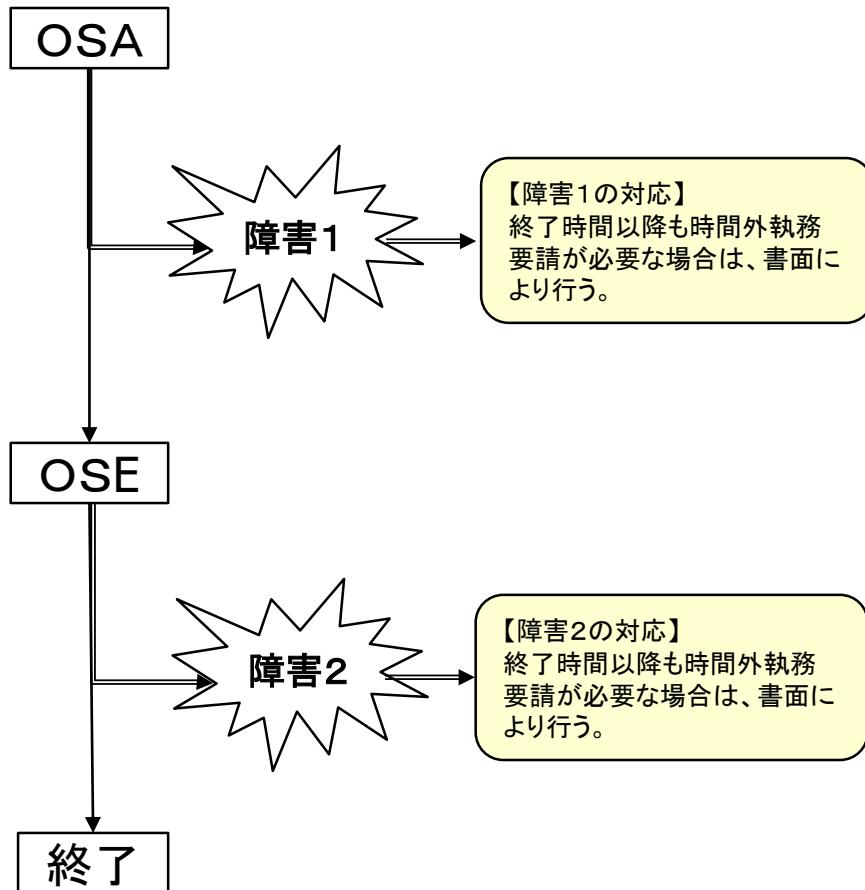


## 別添1 時間外執務要請届

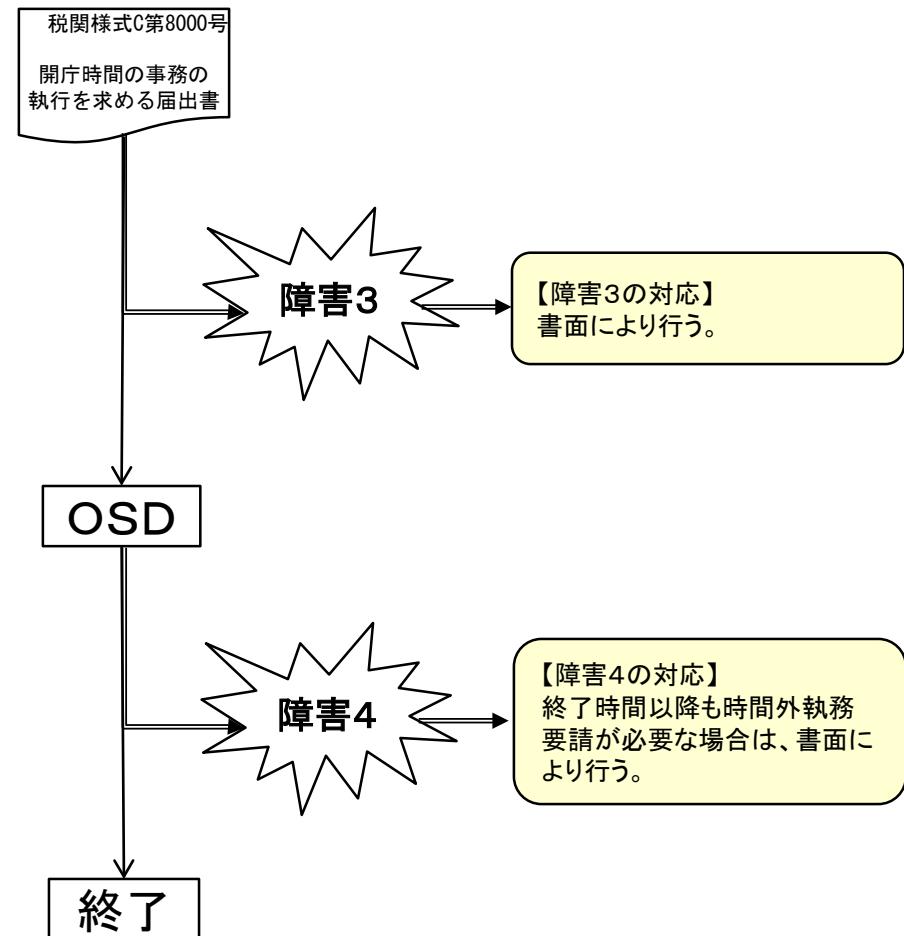


# 別添1 時間外執務要請届

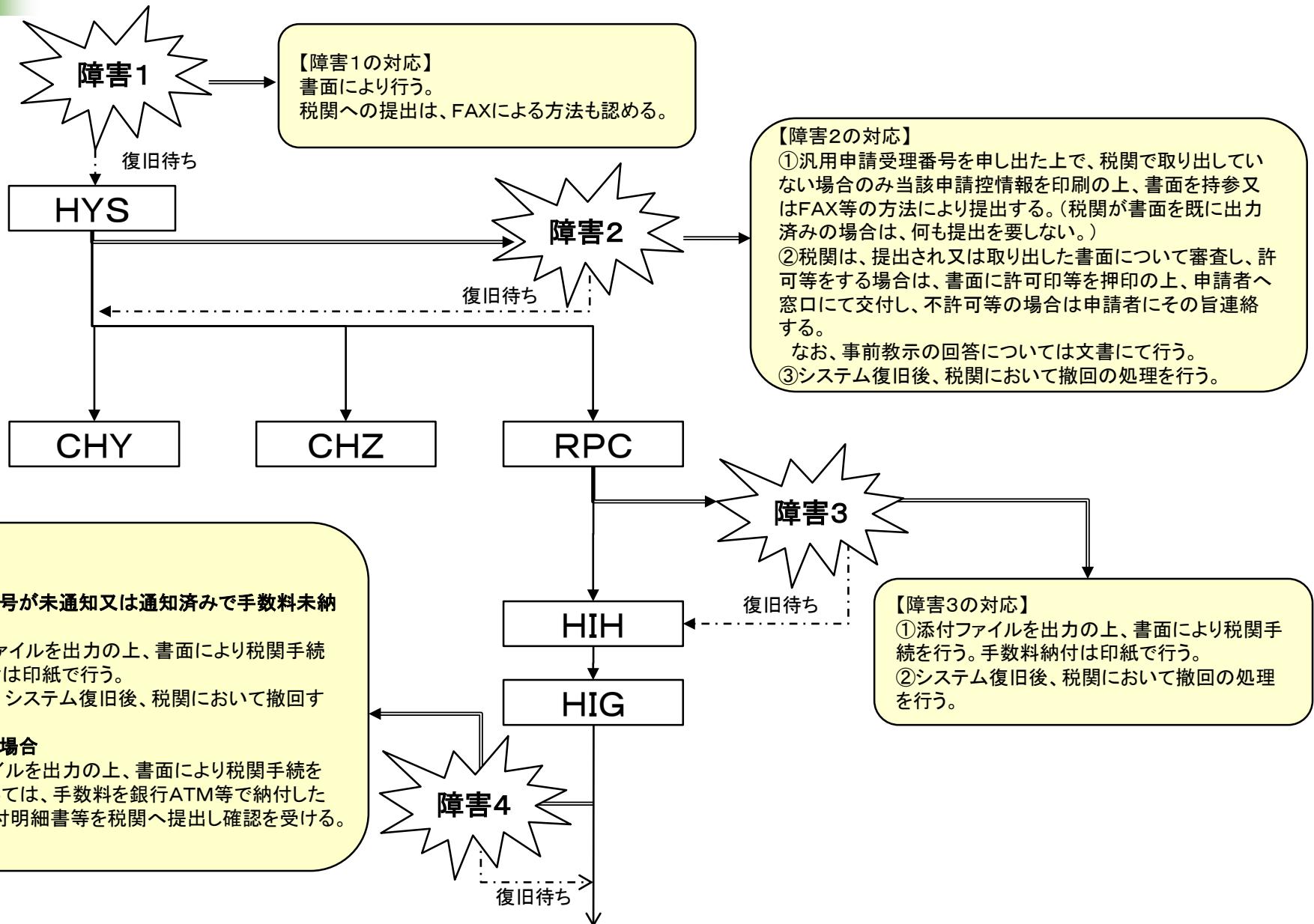
(1)NACCSにより申請した場合



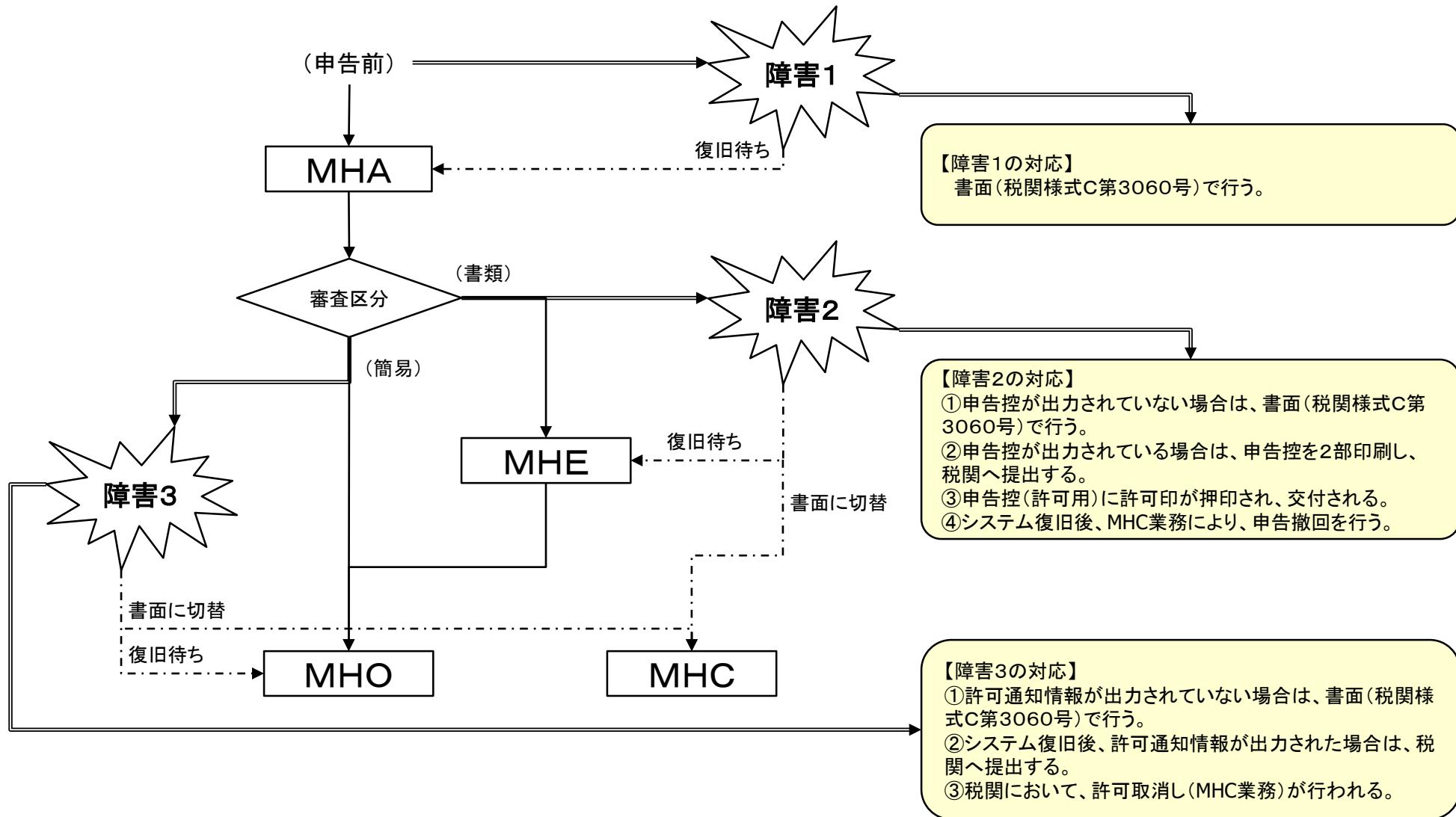
(2)税関様式により申請した場合



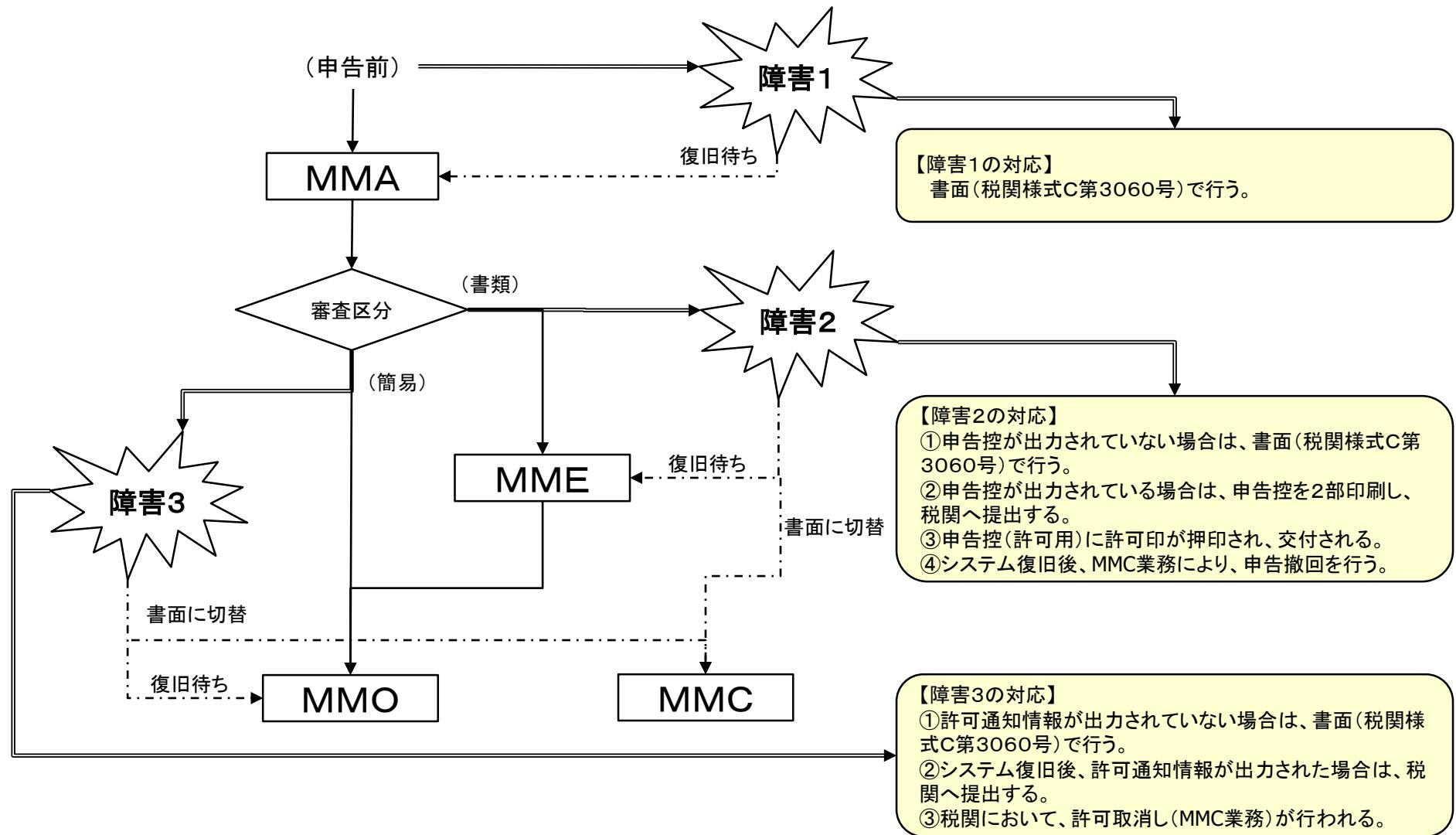
## 別添2 汎用申請



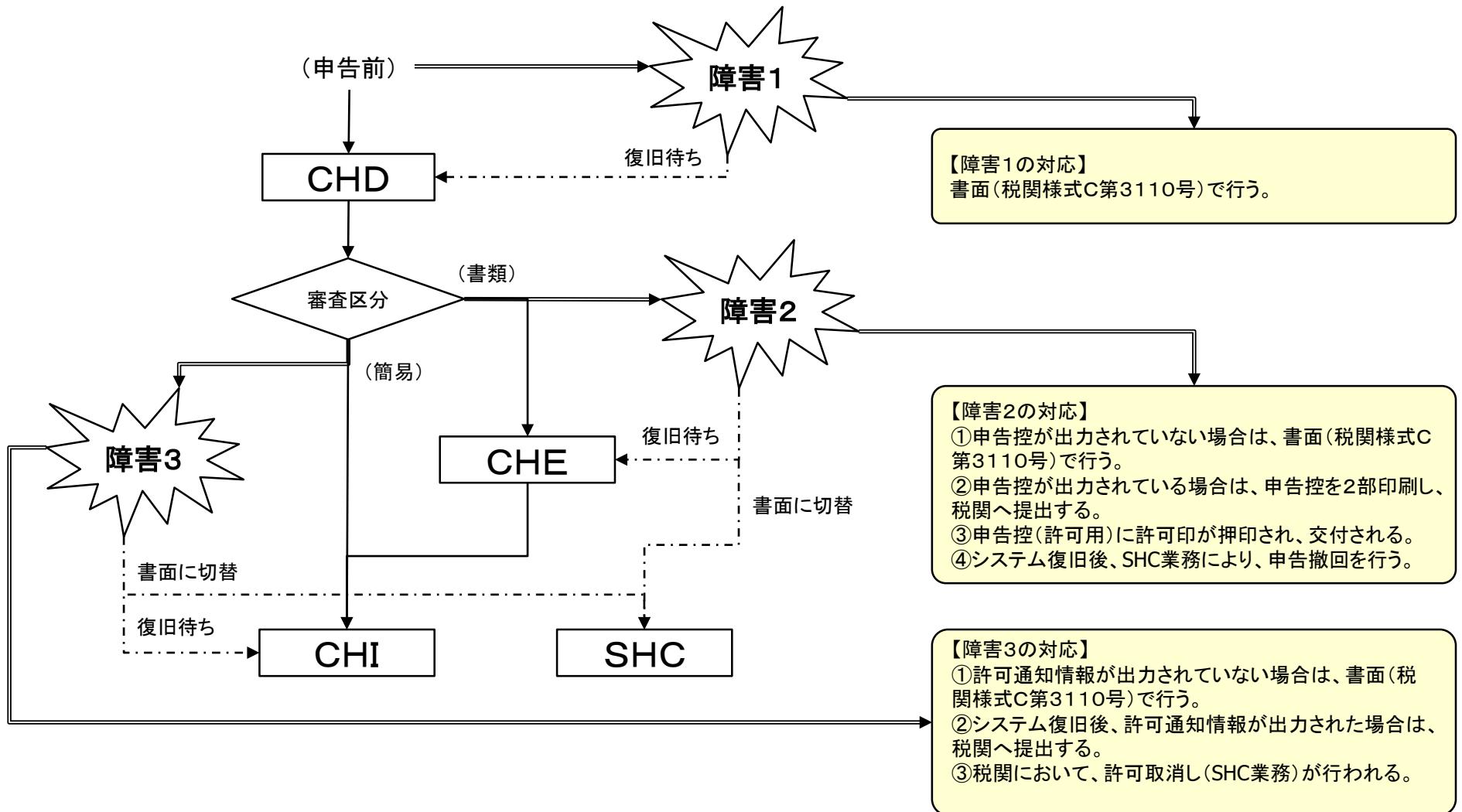
## 別添3-1 海上貨物に係る見本持出許可申請



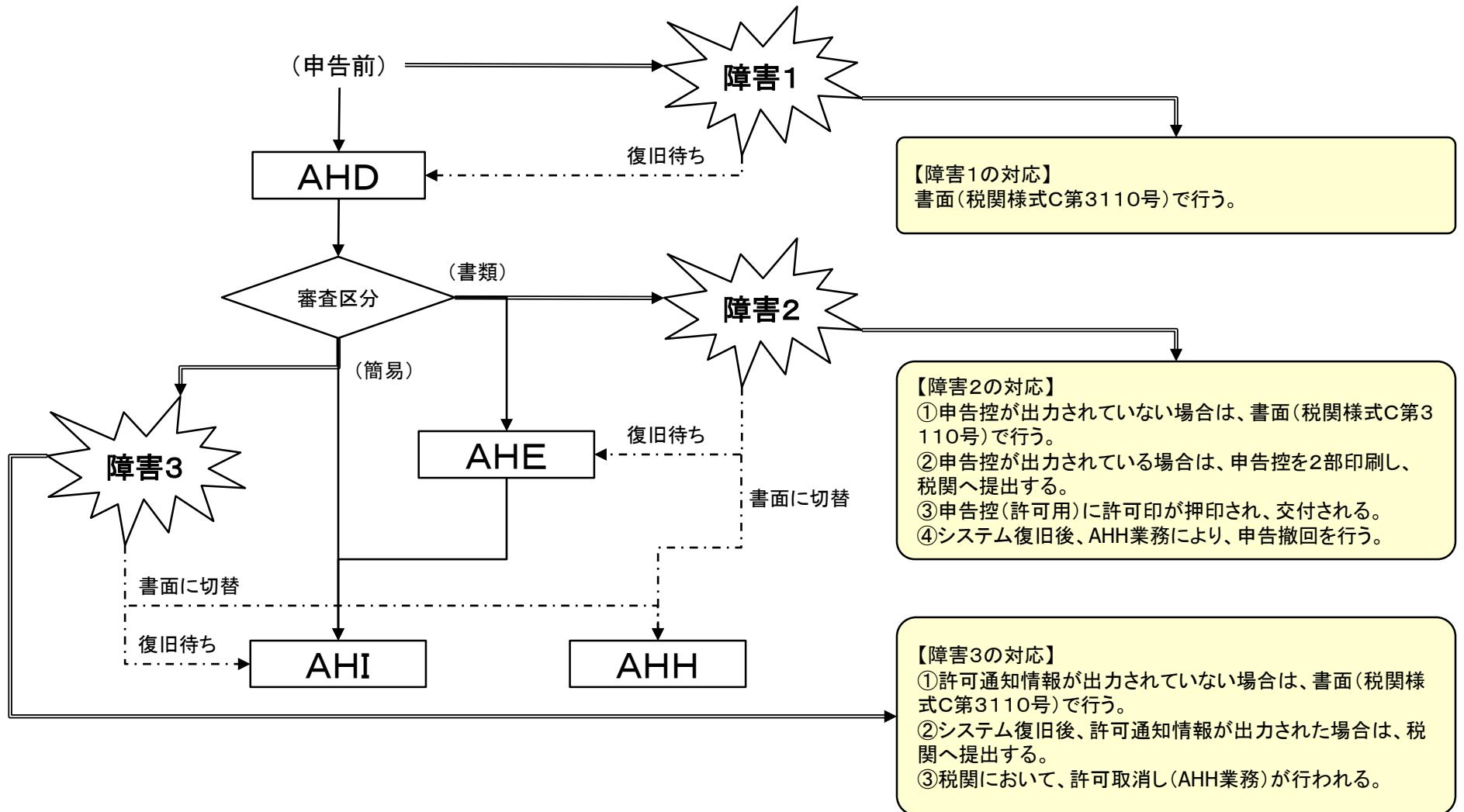
## 別添3-2 航空貨物に係る見本持出許可申請



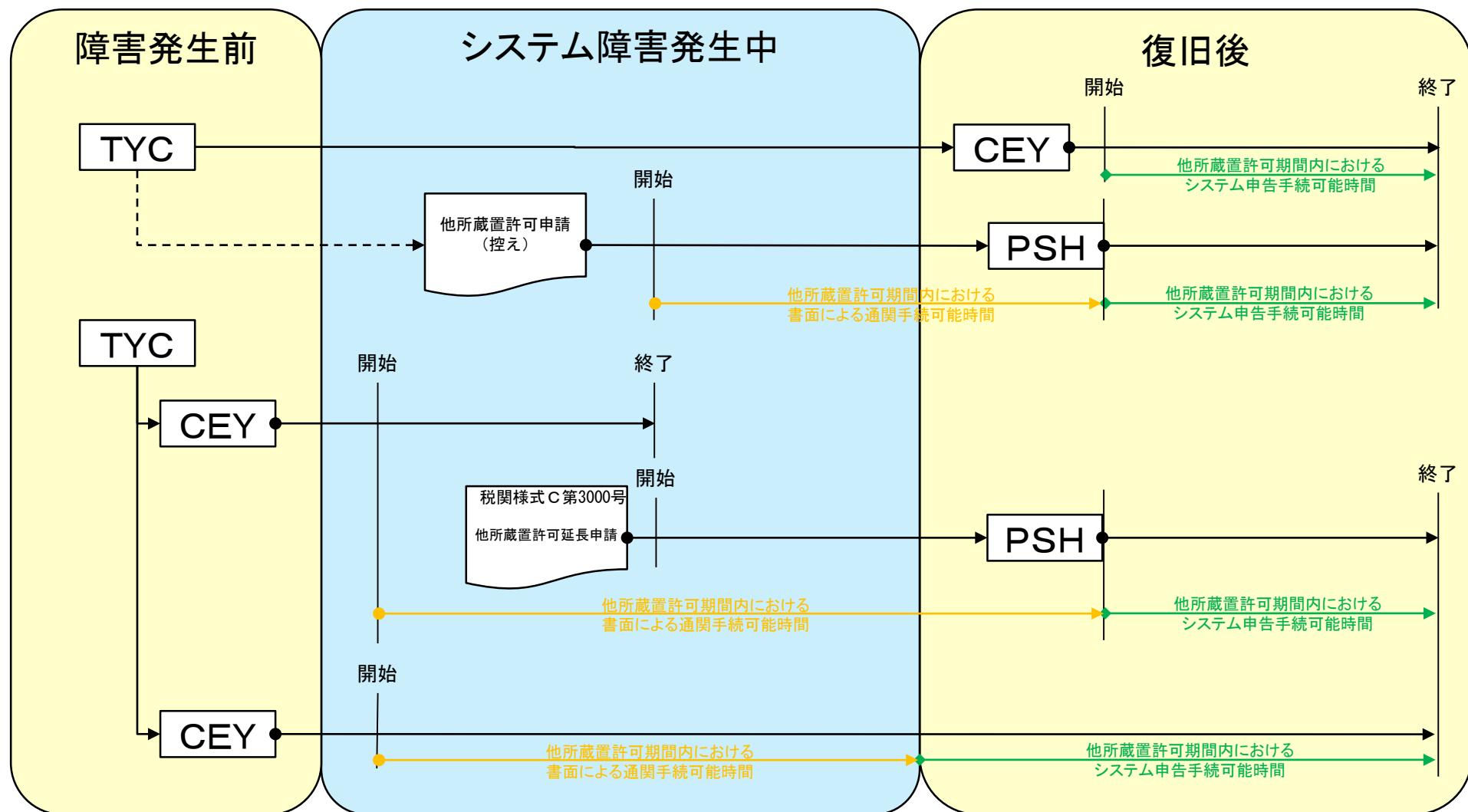
## 別添4-1 海上貨物に係る貨物取扱許可申請



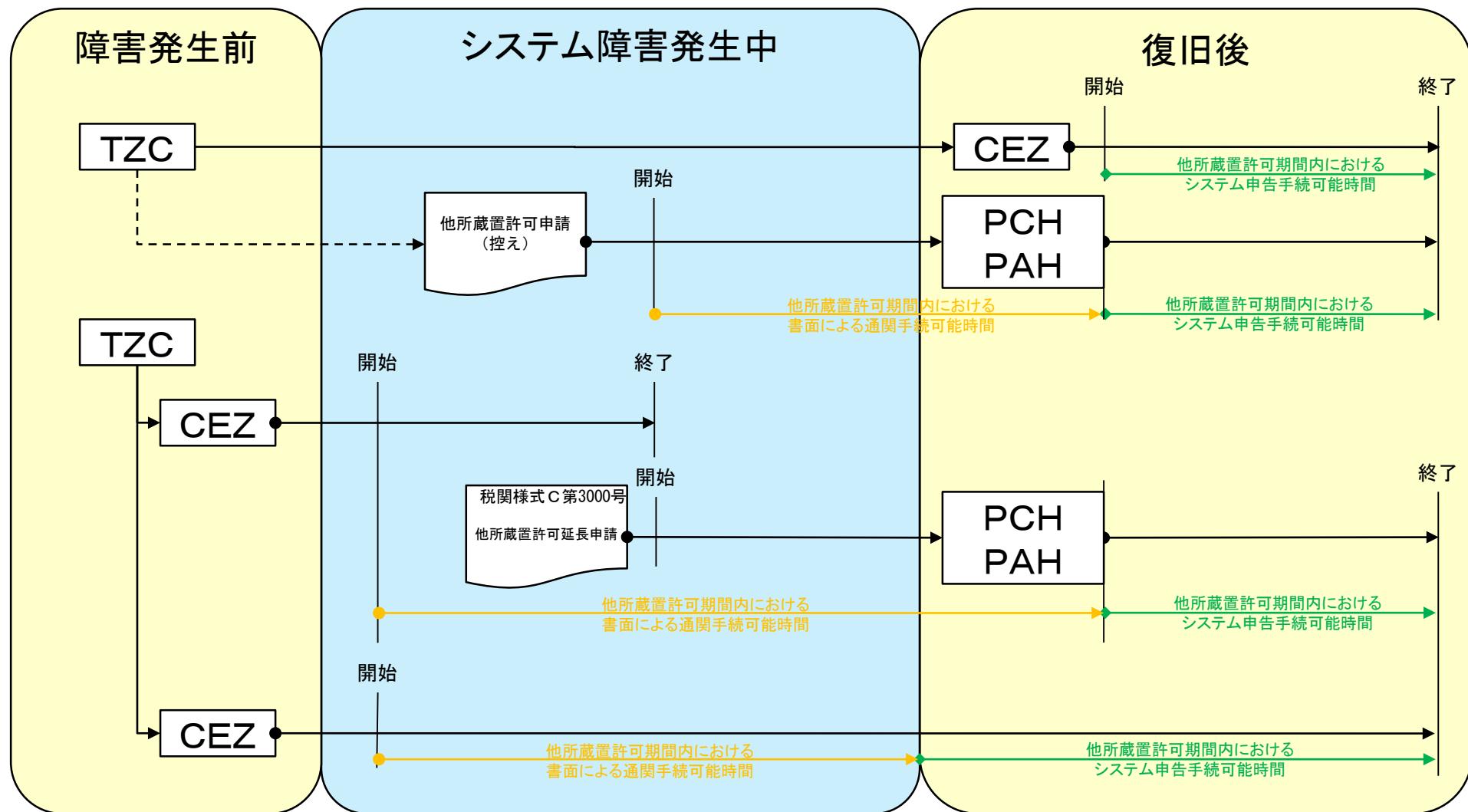
## 別添4-2 航空貨物に係る貨物取扱許可申請



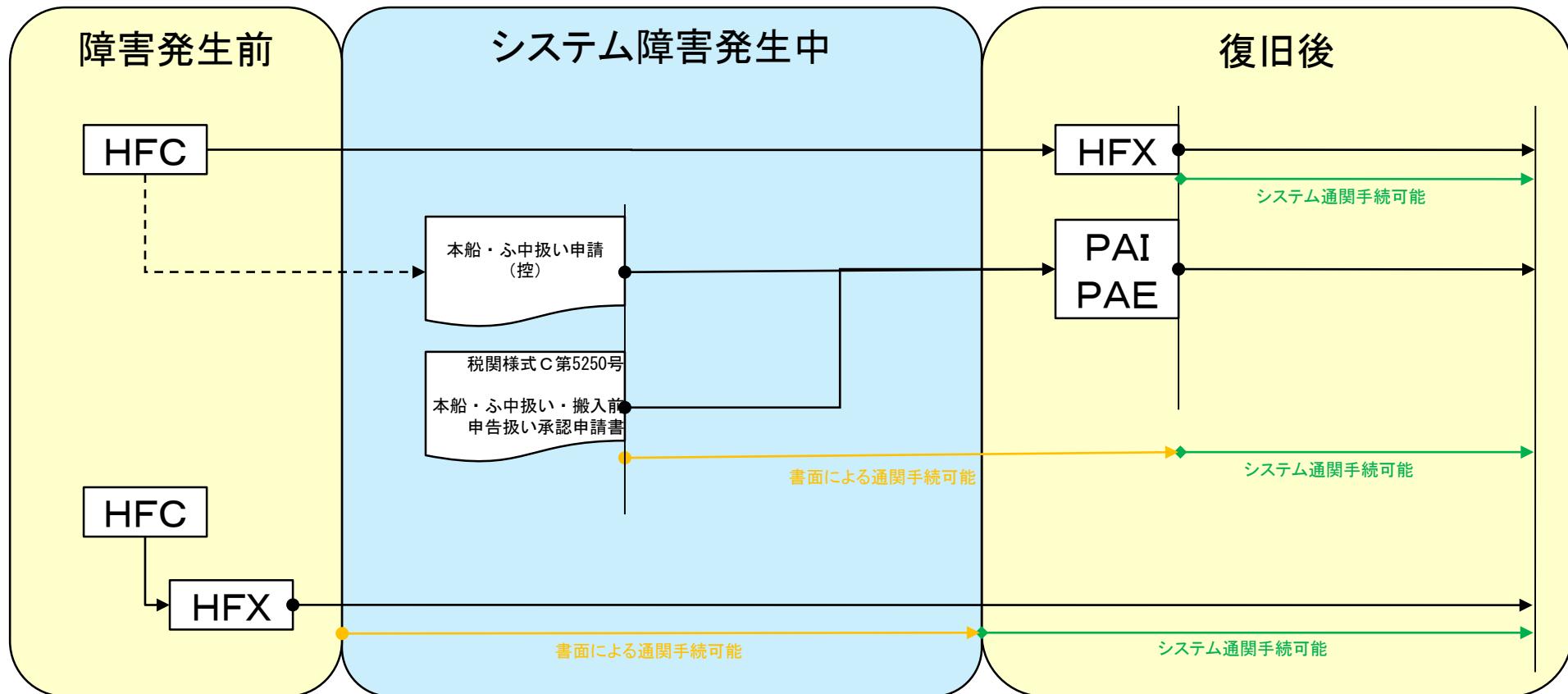
## 別添5-1 海上貨物に係る他所蔵置許可申請



## 別添5-2 航空貨物に係る他所蔵置許可申請

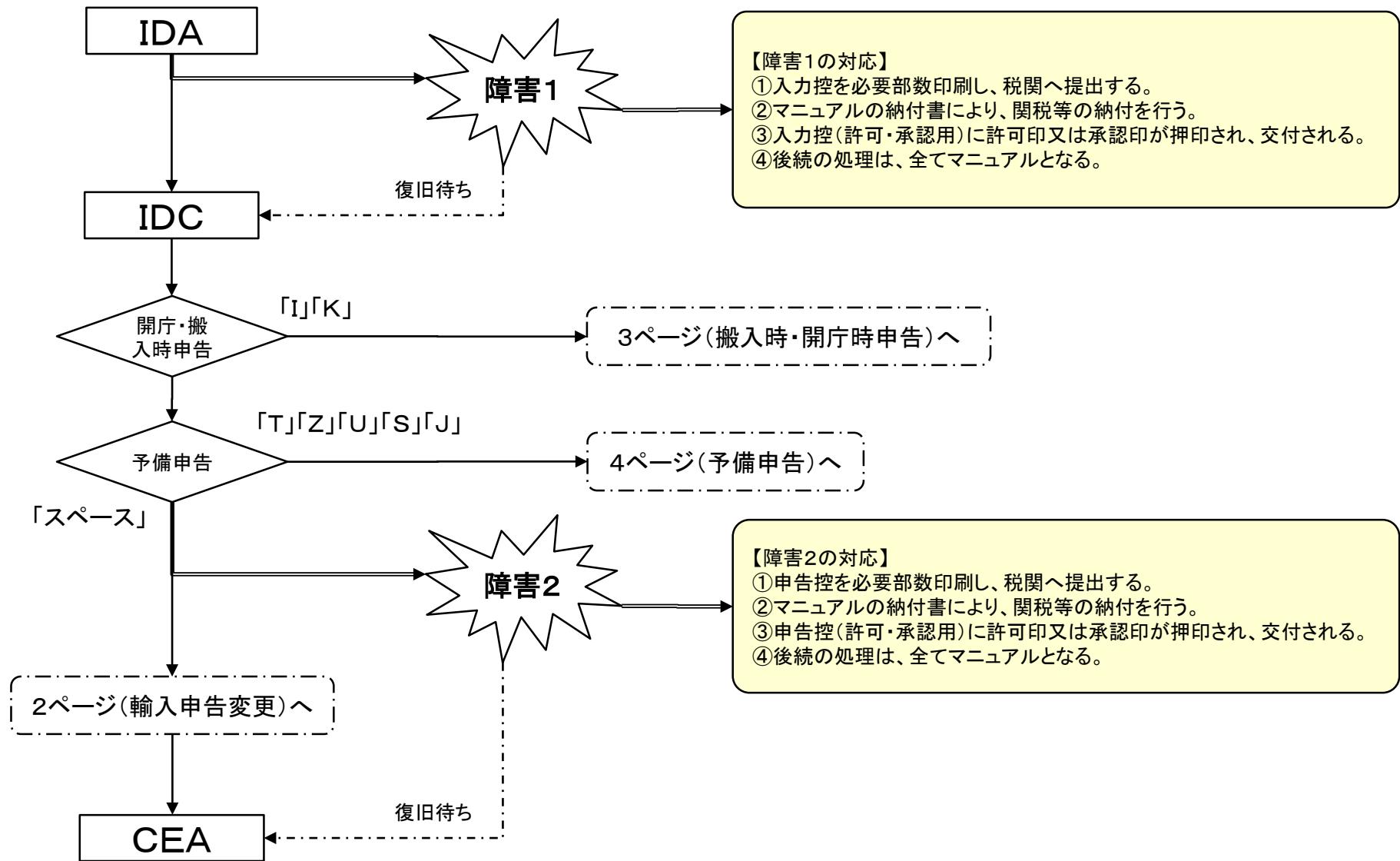


## 別添6 本船・ふ中扱い

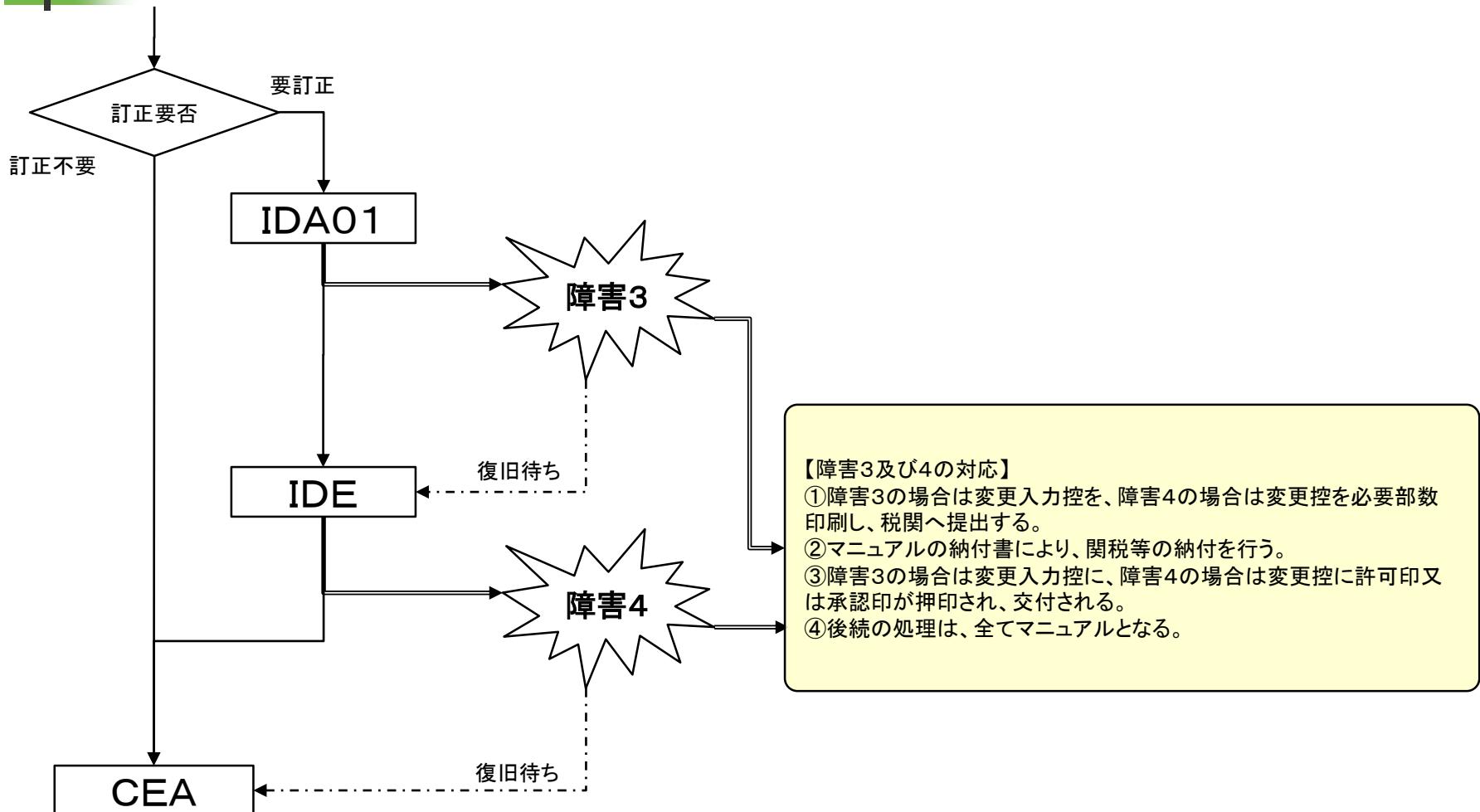


注 システム障害発生中に、書面により本船・ふ中扱いが承認された貨物について、システム復旧後において、輸出入申告手続を行う場合は、書面により本船・ふ中扱い承認されたものとして、申告する必要がある。

## 別添7 輸入申告

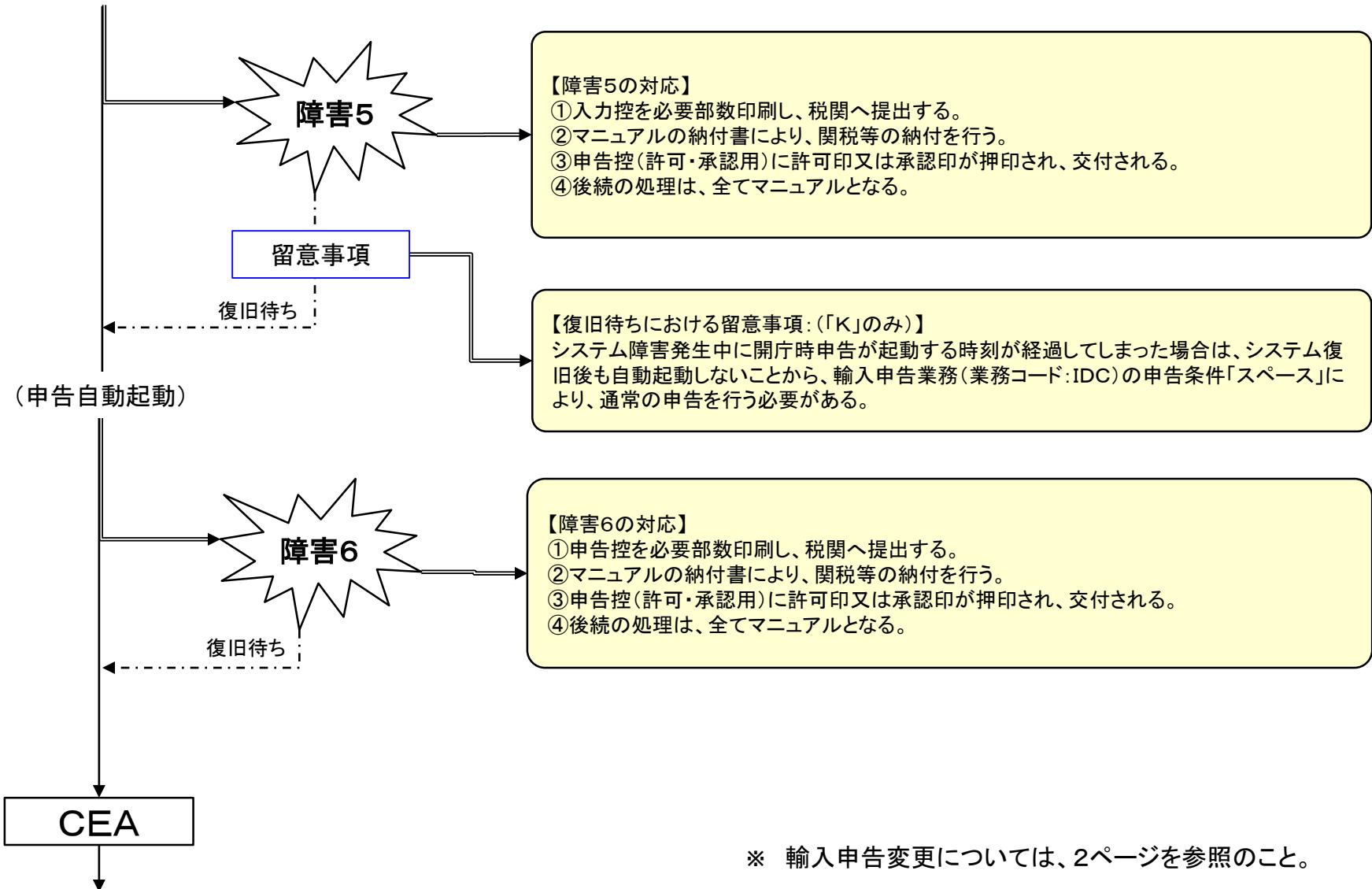


## 別添7 輸入申告(続き: 申告変更)

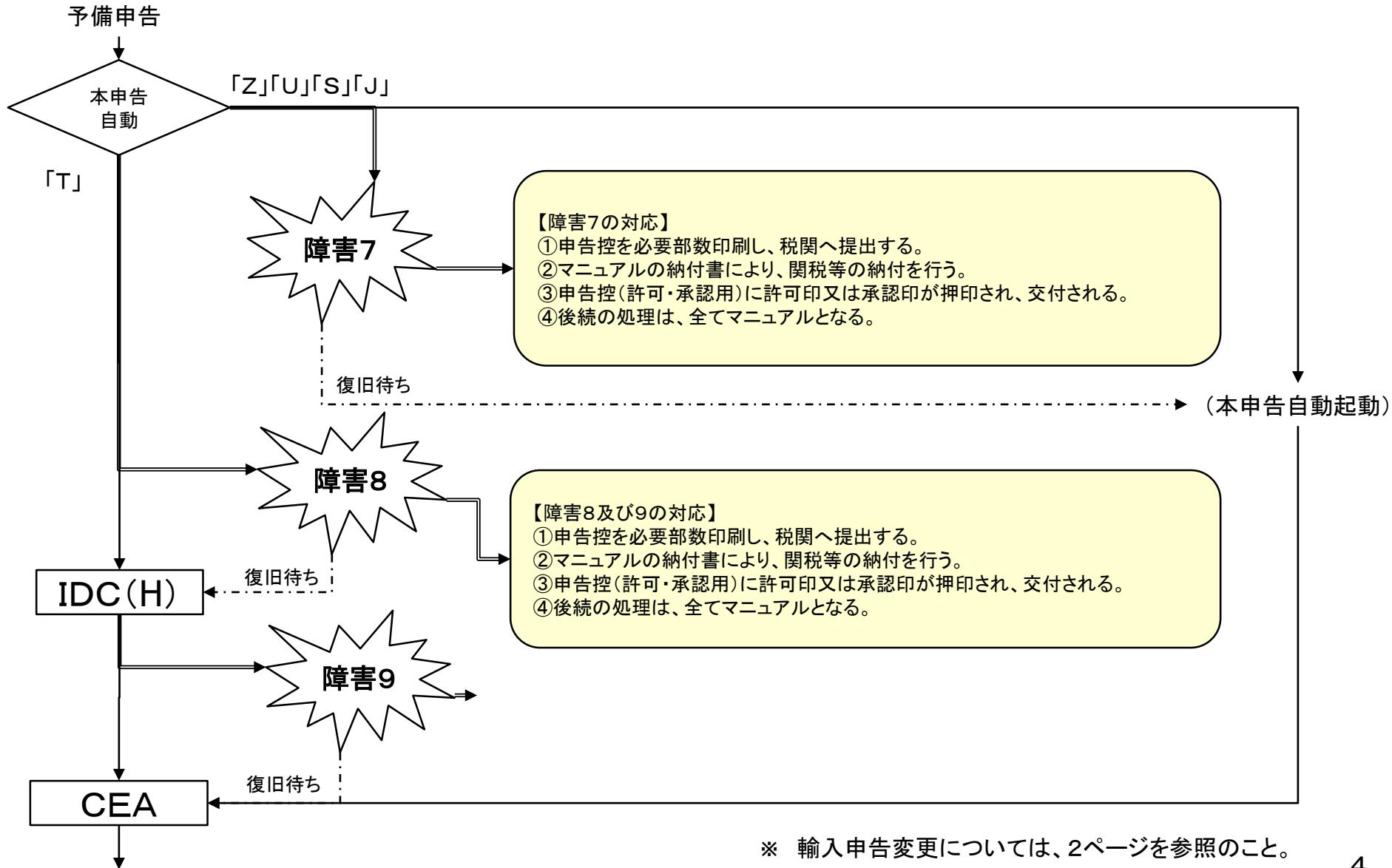


## 別添7 輸入申告(続き:開庁時・搬入時申告)

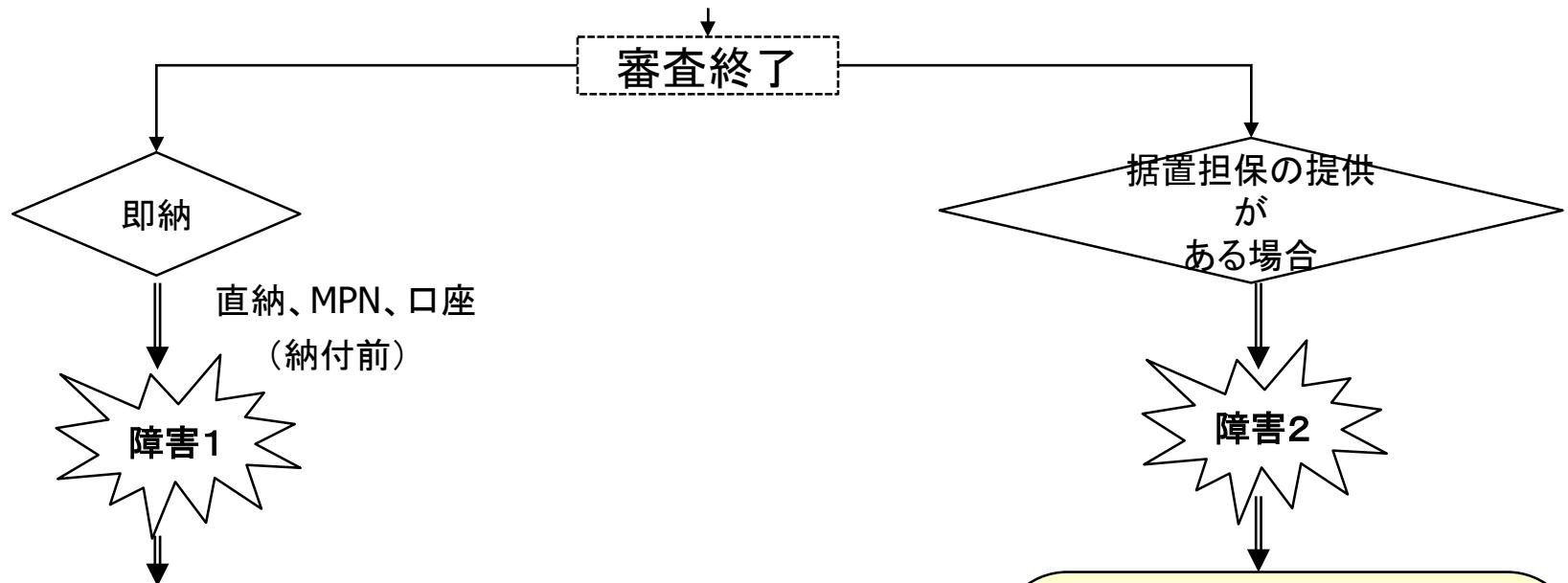
開庁時・搬入時申告



## 別添7 輸入申告(続き: 予備申告)



## 別添7 輸入申告(続き: 収納関係)



### 【障害1の対応】

- ①申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ②納付書による納付を行う(納付書が出力されていない場合はマニュアル納付書を作成)
- ③申告控(許可・承認用)に許可印又は承認印が押印され、交付される。
- ④後続の処理は、すべてマニュアルとなる。

(なお、口座内納税用資金について、システムによる残高照会は行えないものの、納税額を超える残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして、貨物を引取ることが可能となる)

### 【障害2の対応】

- A.「障害1の対応」により、マニュアルによる許可または承認を行う。
- B. 据置担保について、システムによる残高照会は行えないものの、納税額を超える残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして、貨物を引取ることが可能となる

口座残高不足により積み増しを行った場合は、システム復旧まで待機する

担保不足の場合:【障害1の対応】に基づき処理するか、個別担保を新たに税関に提供する

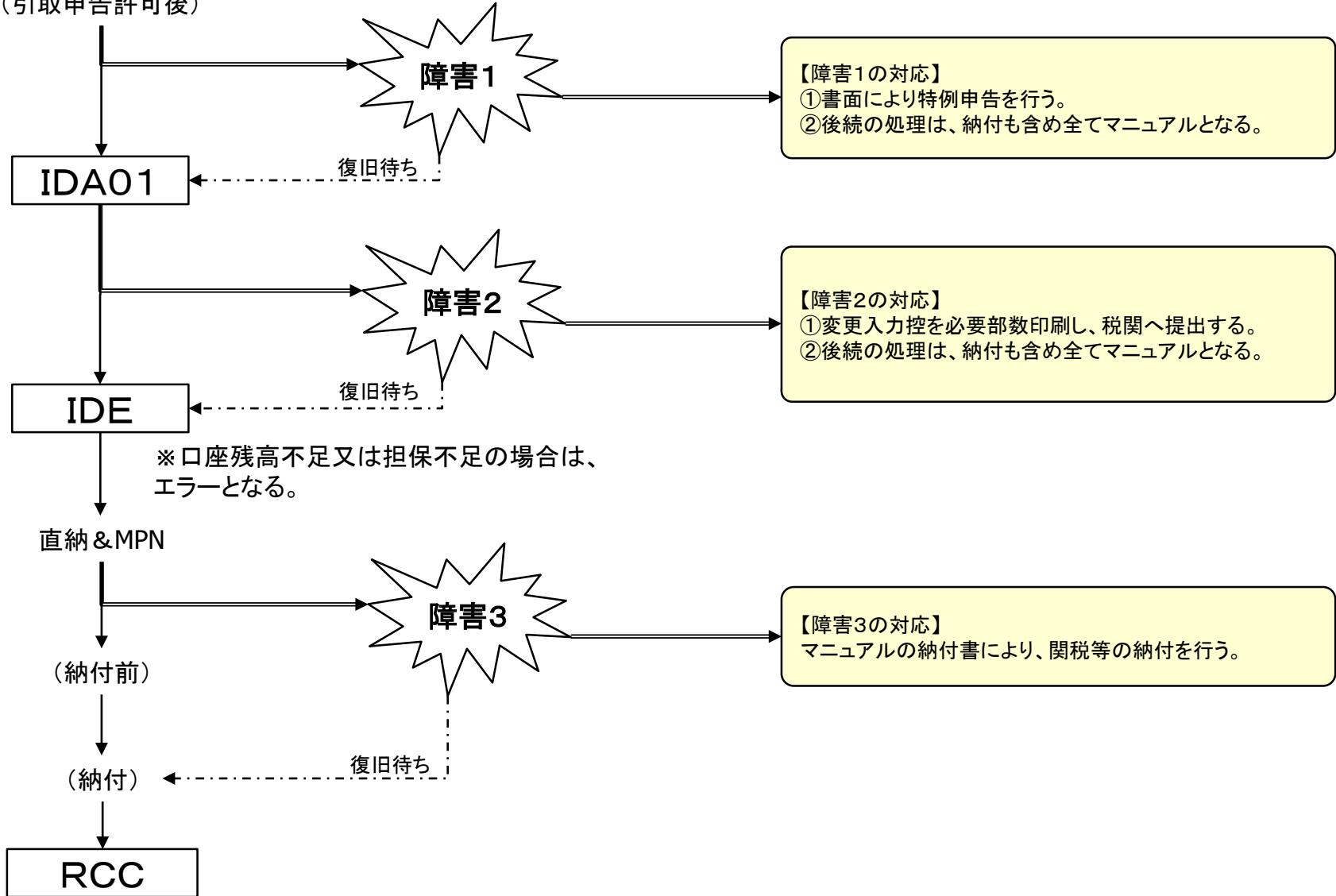
税関システムが障害時には、貨物情報に事故確認の旨又は保留解除の旨が登録されていないため、システムにより輸入申告等を行えないことがあります。

また、輸入申告が行えた場合も、システムの復旧までの間、審査終了業務が行えません。

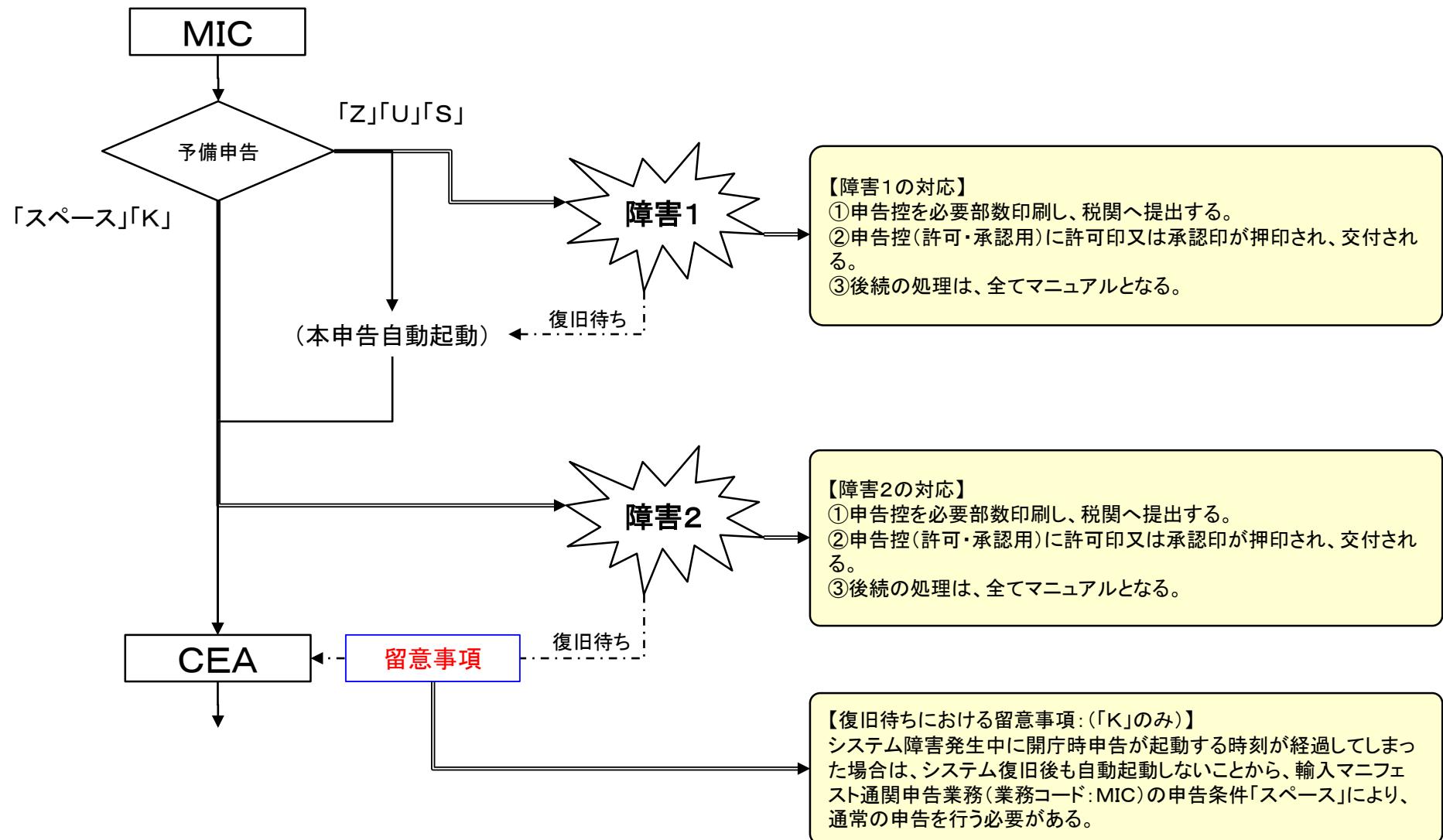
このため、輸入許可の必要がある場合は、税関に相談の上、マニュアル申告等により対処願います。

## 別添8 特例申告

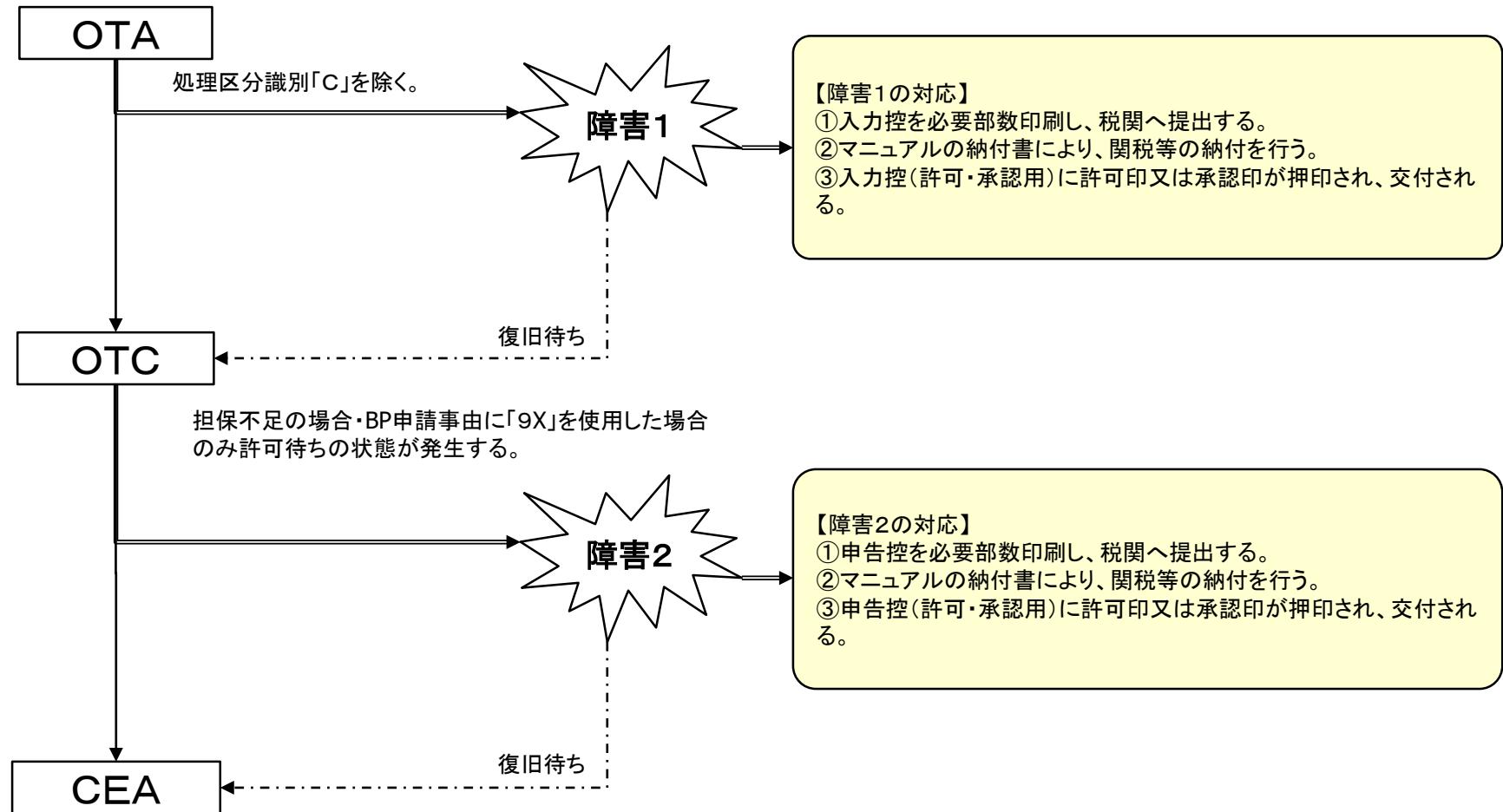
(引取申告許可後)



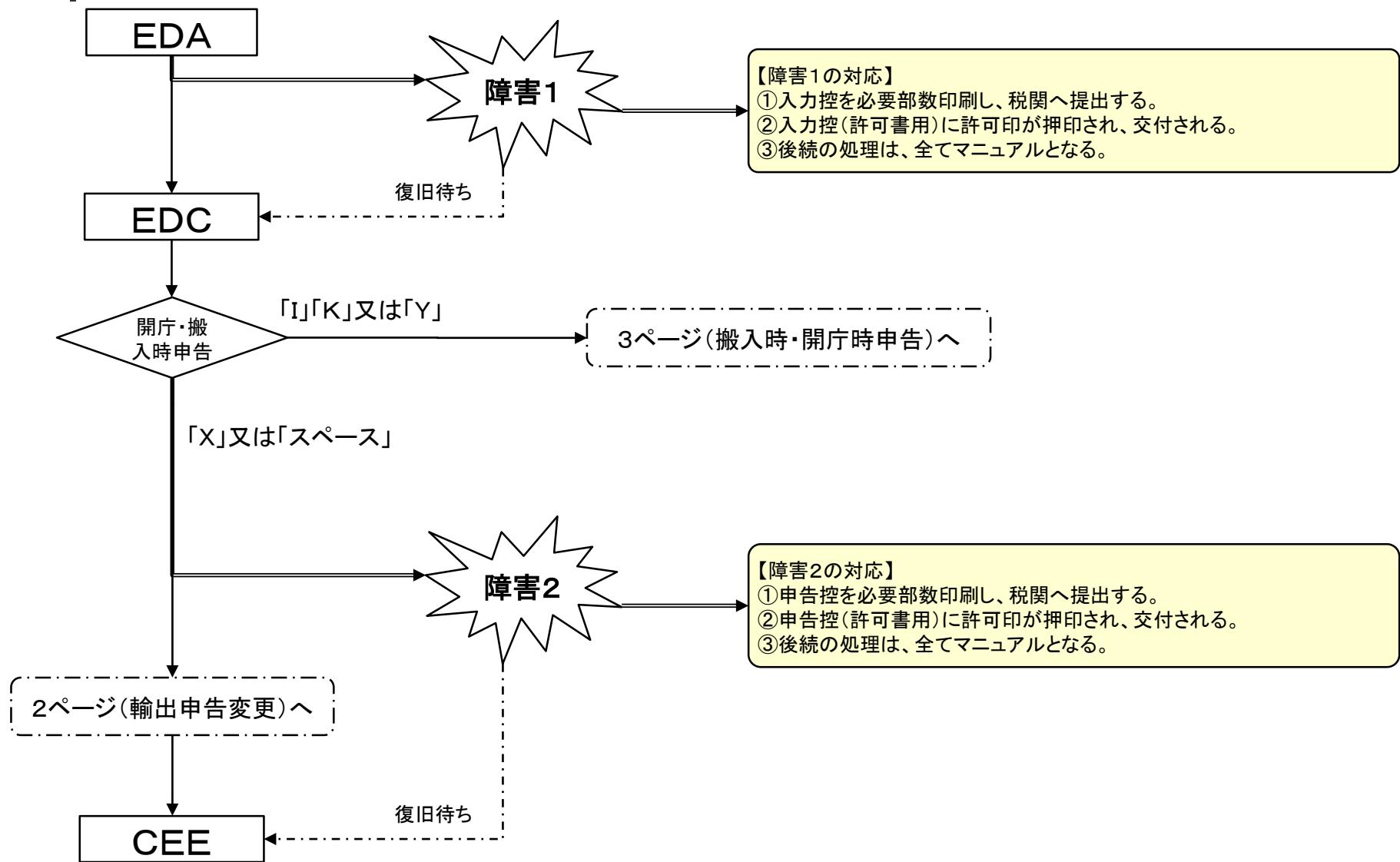
## 別添9 輸入マニフェスト申告



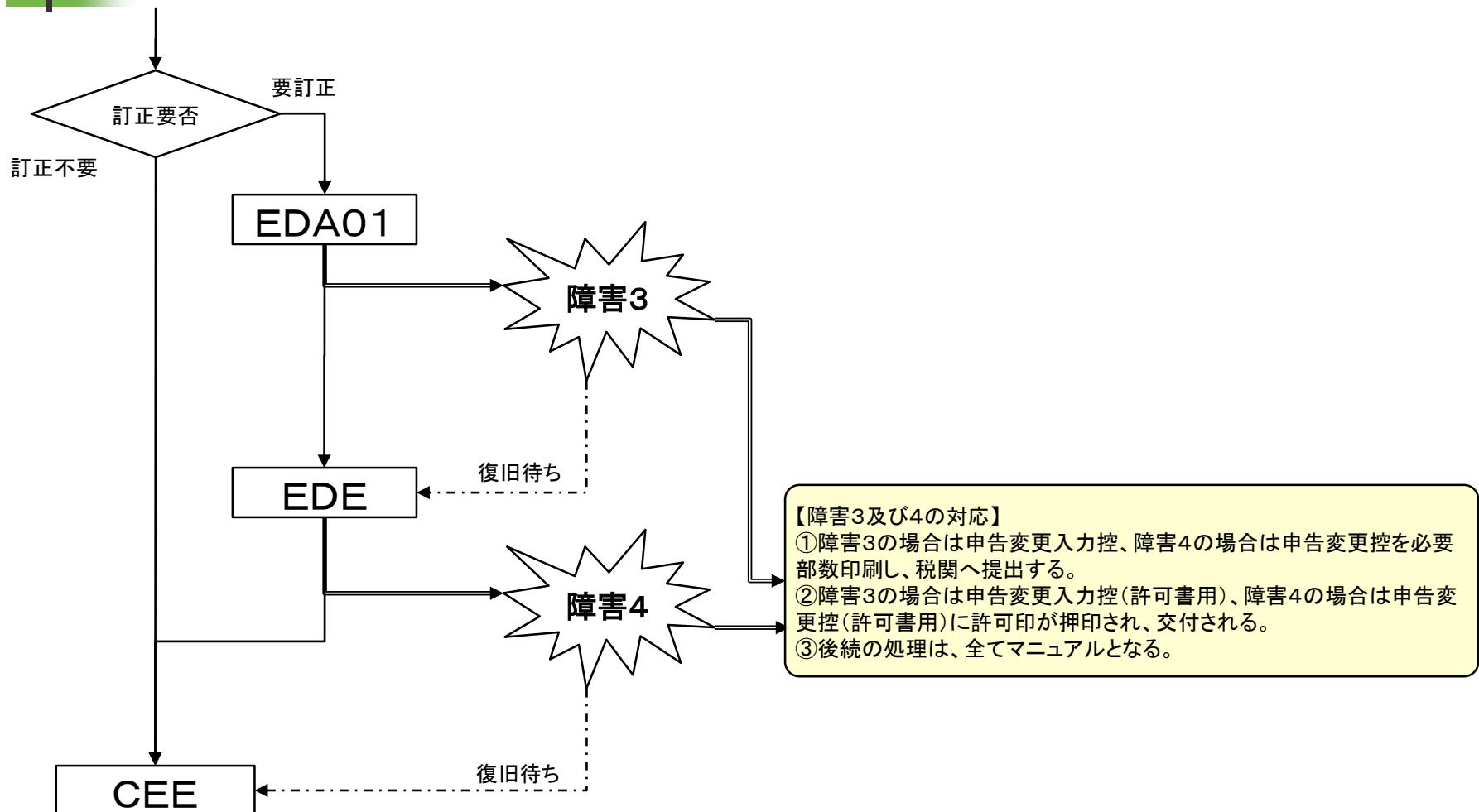
## 別添10 沖縄特免制度



## 別添11 輸出申告、特定輸出申告又は展示等積戻し申告

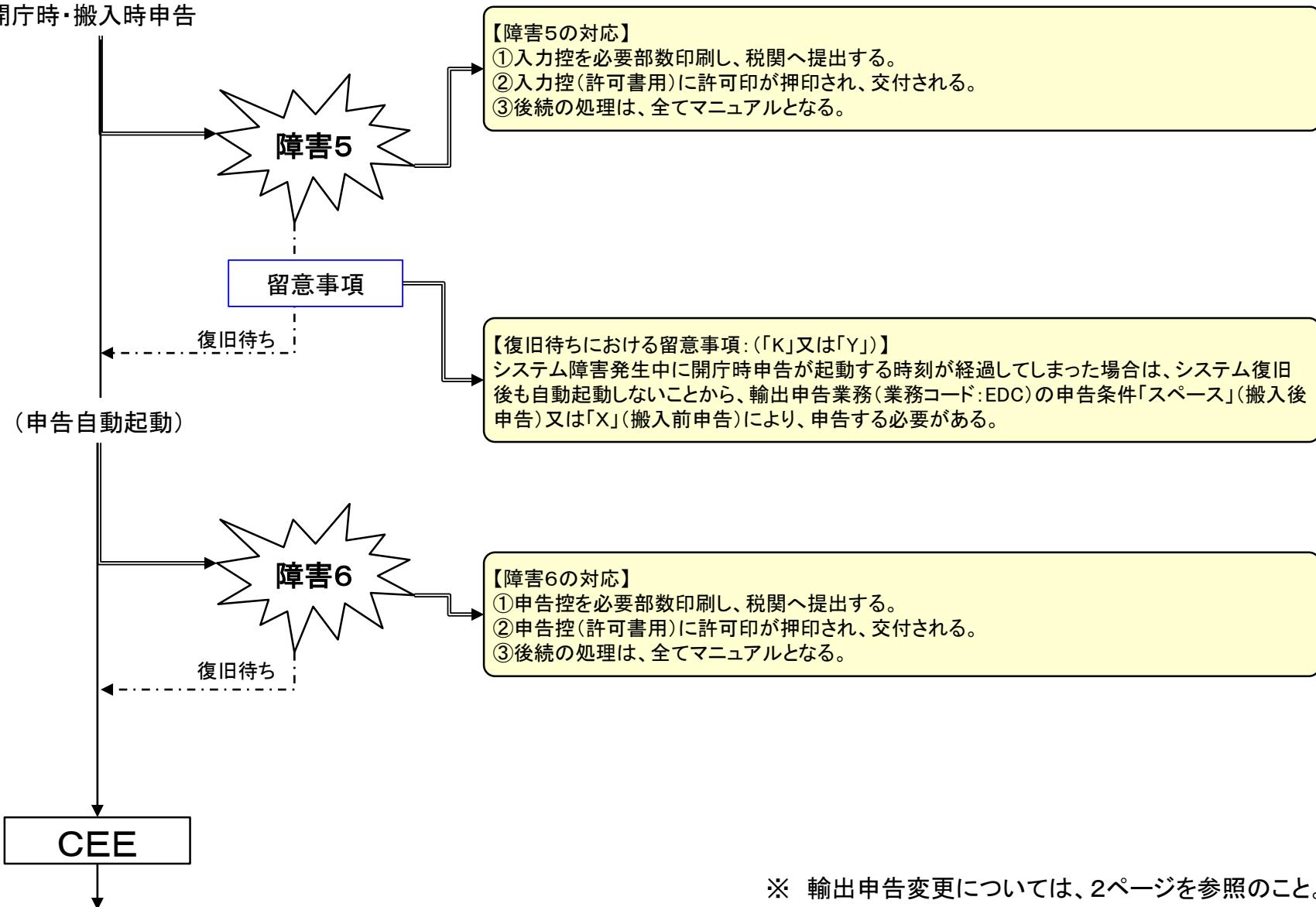


## 別添11 輸出申告、特定輸出申告又は展示等積戻し申告 (続き: 申告変更)



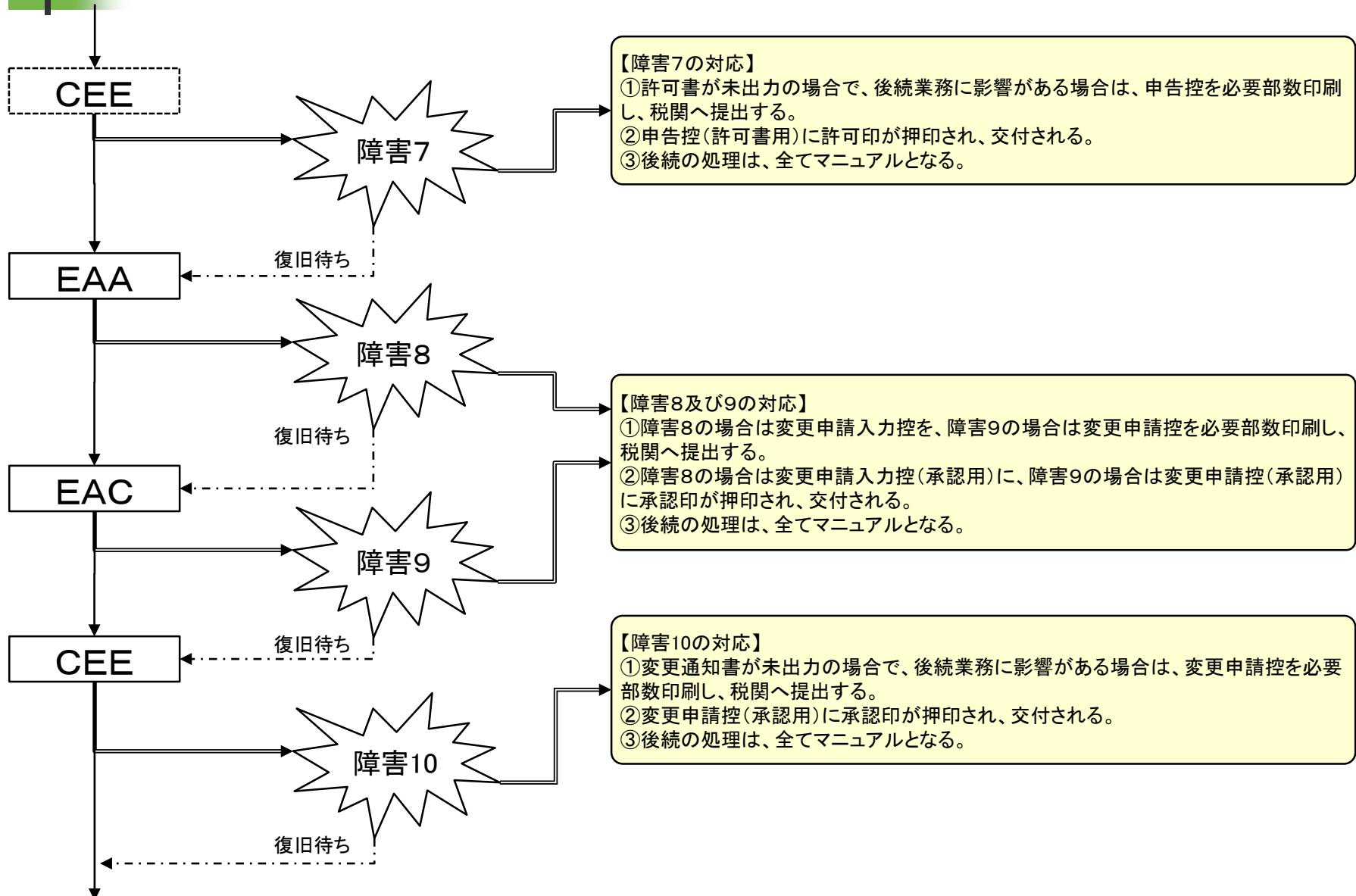
# 別添11 輸出申告、特定輸出申告又は展示等積戻し申告 (続き：開庁時・搬入時申告)

開庁時・搬入時申告



※ 輸出申告変更については、2ページを参照のこと。

# 別添11 輸出申告、特定輸出申告又は展示等積戻し申告 (続き:許可後変更)



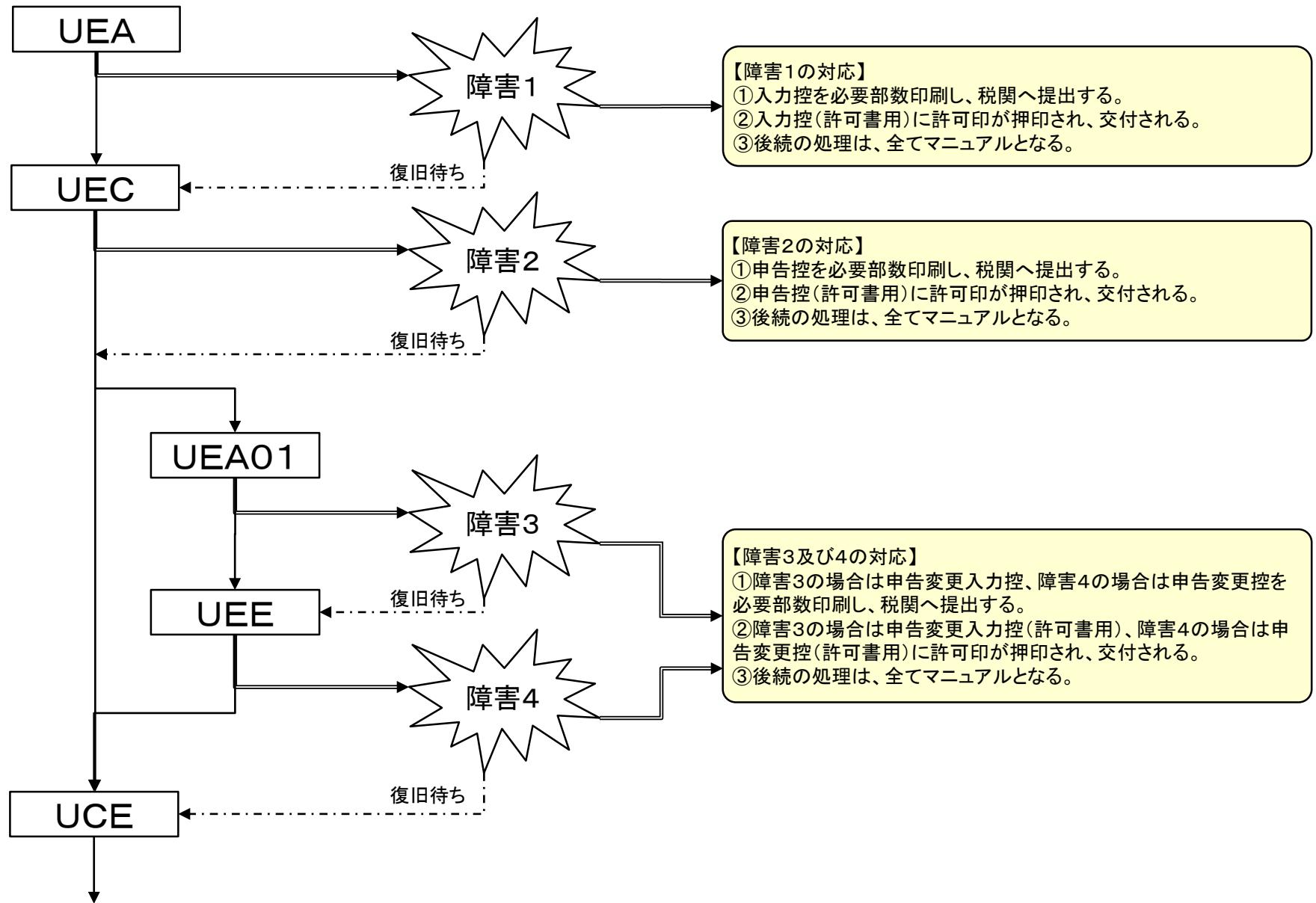
法的にシステムで行うことには限定されているため、  
システムの復旧を待つことしか対応方法なし。

税関システムが障害時には、貨物情報に事故確認の旨又は保留解除の旨が登録されていないため、システムにより輸出申告等を実施できないことがあります。

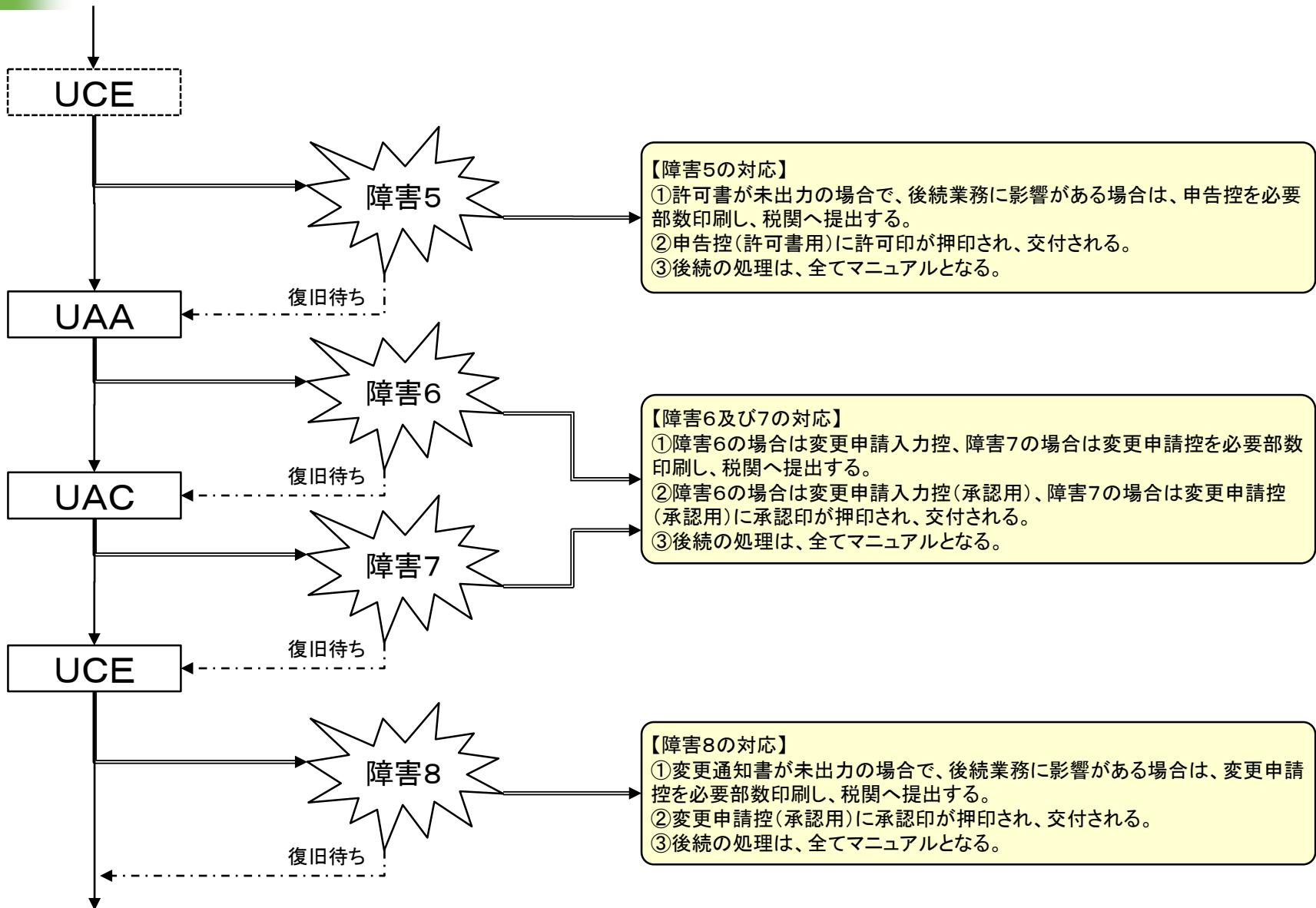
また、輸出申告が行えた場合も、システムの復旧までの間、審査終了業務が実施できません。

このため、輸出許可の必要がある場合は、税関に相談の上、マニュアル申告等により対処願います。

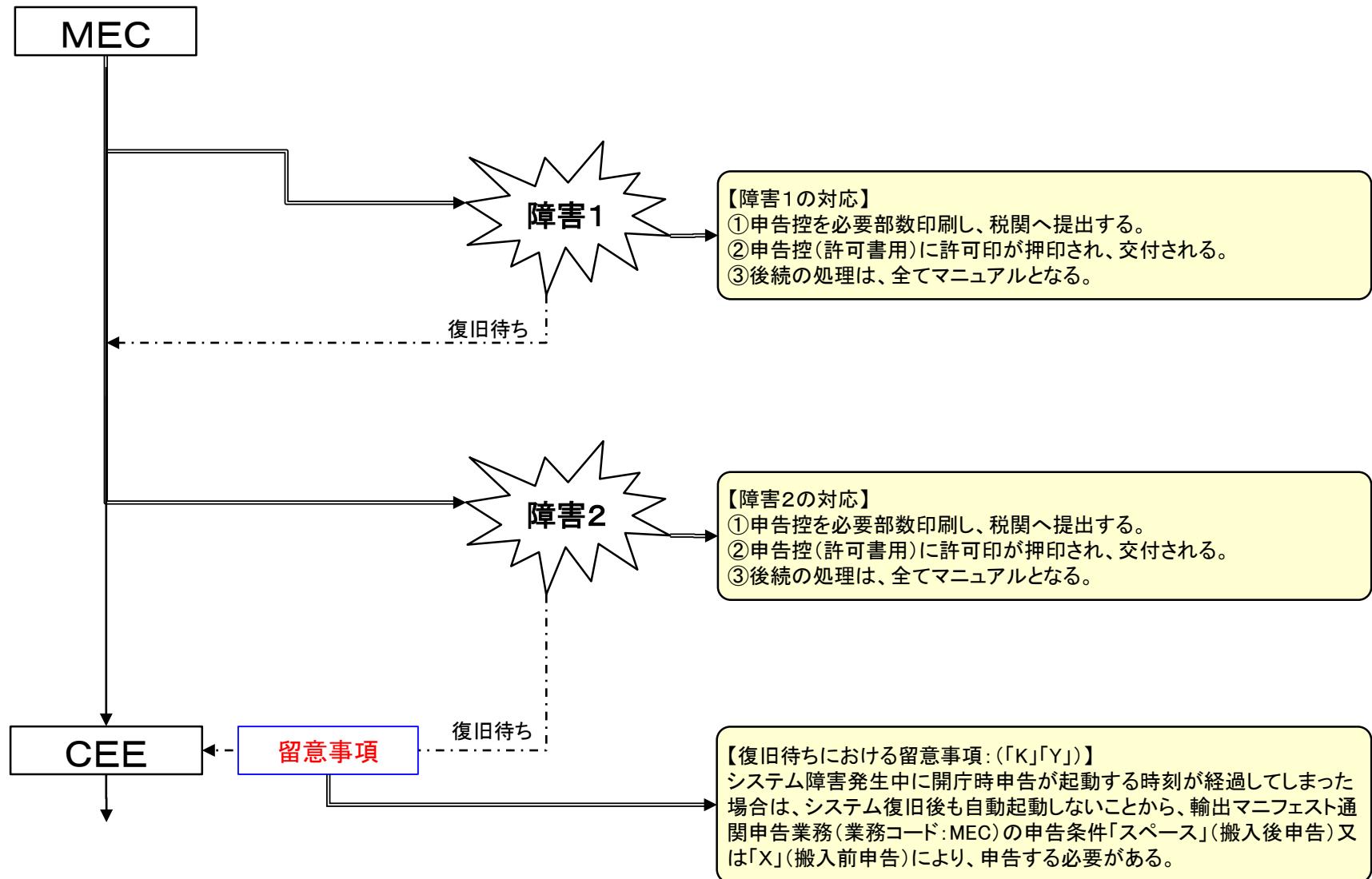
## 別添12 輸出別送品申告



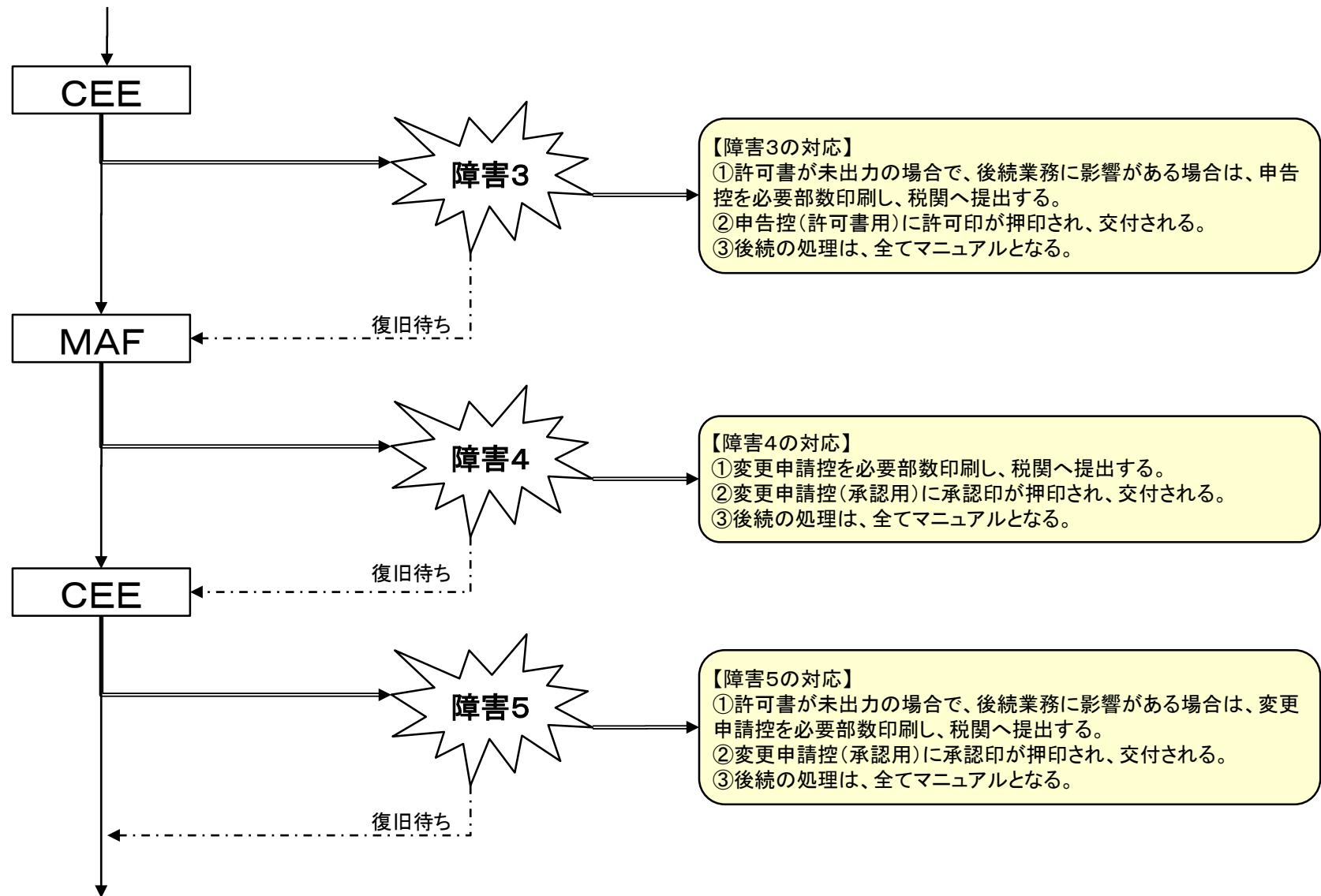
## 別添12 輸出別送品申告(続き)



## 別添13 輸出マニフェスト申告



## 別添13 輸出マニフェスト申告(続き:許可後変更)



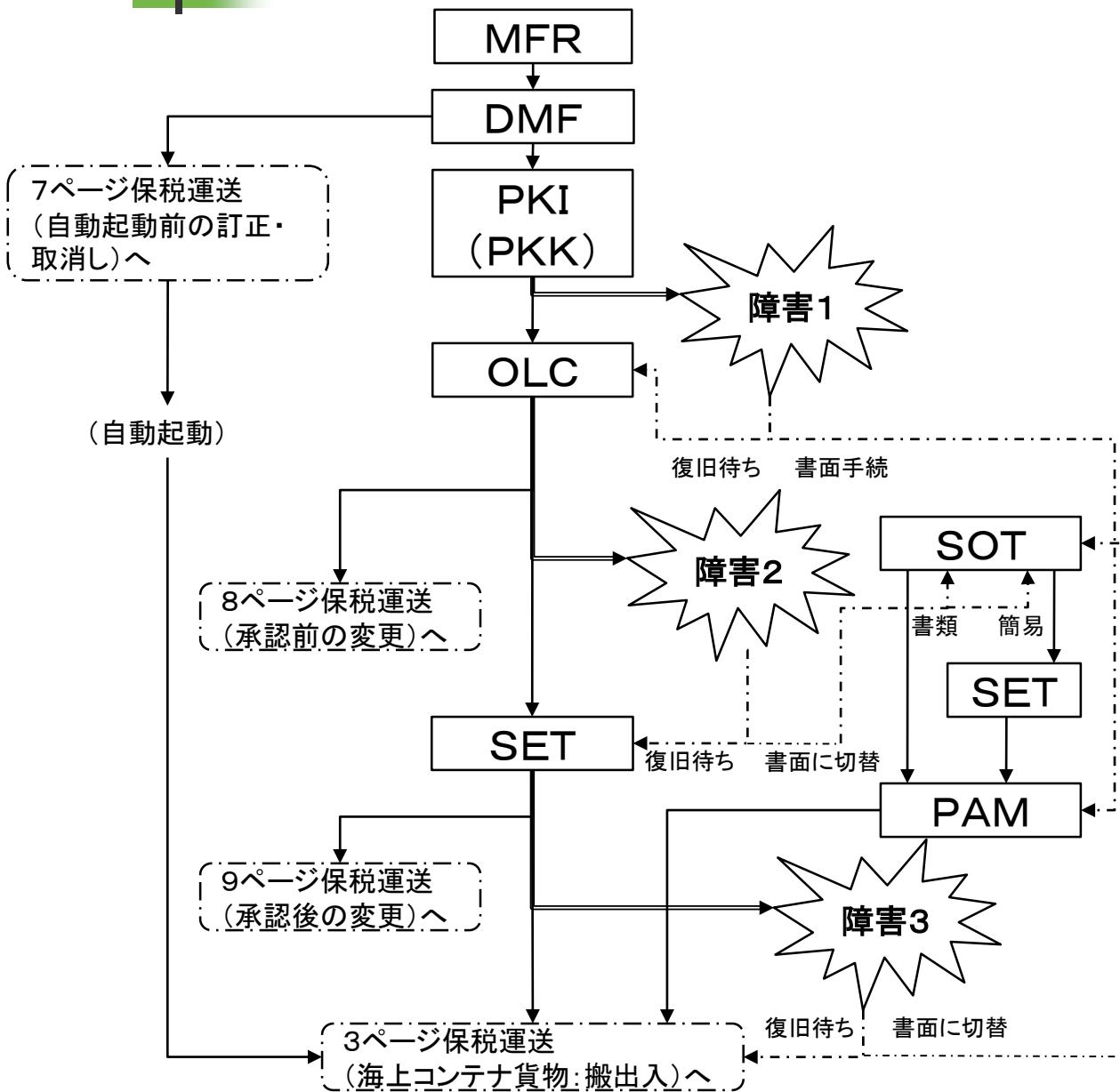
## 別添14 積荷目録と卸コンテナリスト

税関システム障害の場合は、通常通りNACCS登録を行って差し支えない。ただし、必要に応じて、書面によりマニフェスト提出を求めることがある。

また、税関において、貨物移動差止(解除)、事故確認及び訂正保留解除の登録が実施できない場合は、後続の手続について、必要に応じて書面により行うこととなる。

障害発生前	障害発生	復旧後	備考
MFR	マニュアル マニフェスト提出	(CMFO1・MFA)→DMF→(CMFO2・PID (DCL02自動起動を含む。))→PKI(DCL02の併せ を含む。)→CMFO3	税関に事前連絡することにより、DMFの 事後登録を認める。
MFR→(CMFO1・MFA)	マニュアル マニフェスト提出	DMF→(CMFO2・PID(DCL02自動起動を含 む。))→PKI(DCL02の併せを含む。)→CMFO3	税関に事前連絡することにより、DMFの 事後登録を認める。
MFR→(CMFO1・MFA)→DMF	マニュアル マニフェスト訂正	(CMFO2・PID(DCL02自動起動を含む。))→PKI (DCL02の併せを含む。)→CMFO3	税関に事前連絡することにより、CMFO2 の事後登録を認める。
MFR→CMFO1→MFA→DMF →CMFO2→(PID)→PKI	復旧待ち	DCL02→CMFO3	税関に事前連絡することにより、DCL02 の事後登録を認める。
DCL01	復旧待ち	DCL02→DCX	
DCL01／02	マニュアル マニフェスト訂正	DCX	税関に事前連絡することにより、DCXの事 後登録を認める。
マニュアルマニフェスト提出	復旧待ち	CYB・CYD	
マニュアルマニフェスト提出	復旧待ち	CYE	
マニュアルマニフェスト提出	復旧待ち	BIB	
マニュアルマニフェスト提出	復旧待ち	SCR→OLC→BIA	
マニュアルマニフェスト提出 →SCR	復旧待ち	OLC→BIA	
マニュアルマニフェスト提出 →SCR→OLC	復旧待ち	BIA	

# 保税運送(海上コンテナ貨物)



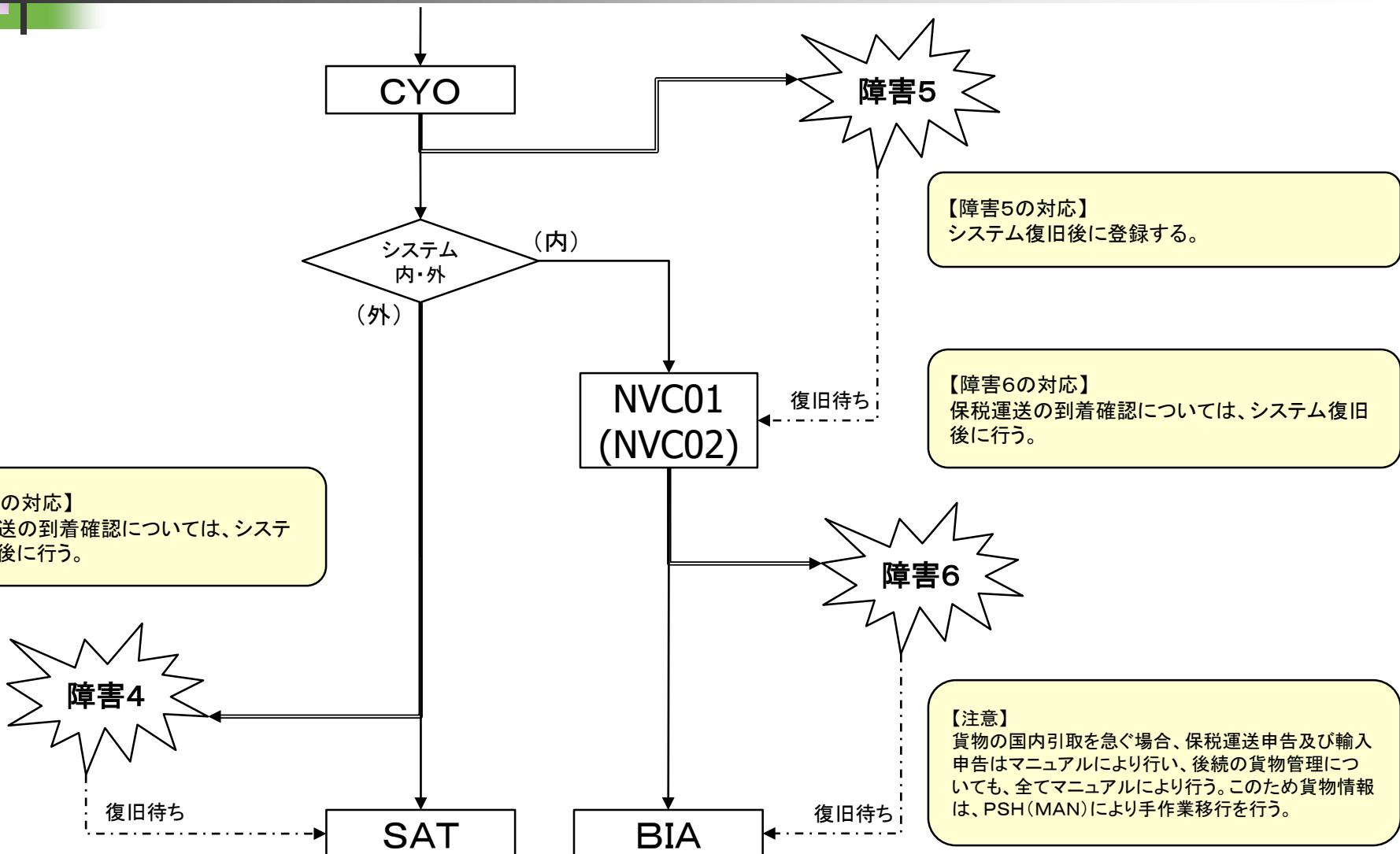
【障害1の対応】  
マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。

【障害2の対応】  
 ①保税運送承認通知書または保税運送申告控が出力されていない場合は、マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。  
 ②保税運送申告控が出力されている場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税關へ提出する。  
 ③保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。  
 ④保税運送申告控またはマニュアルにより保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により申告撤回または承認の取消しを行う。

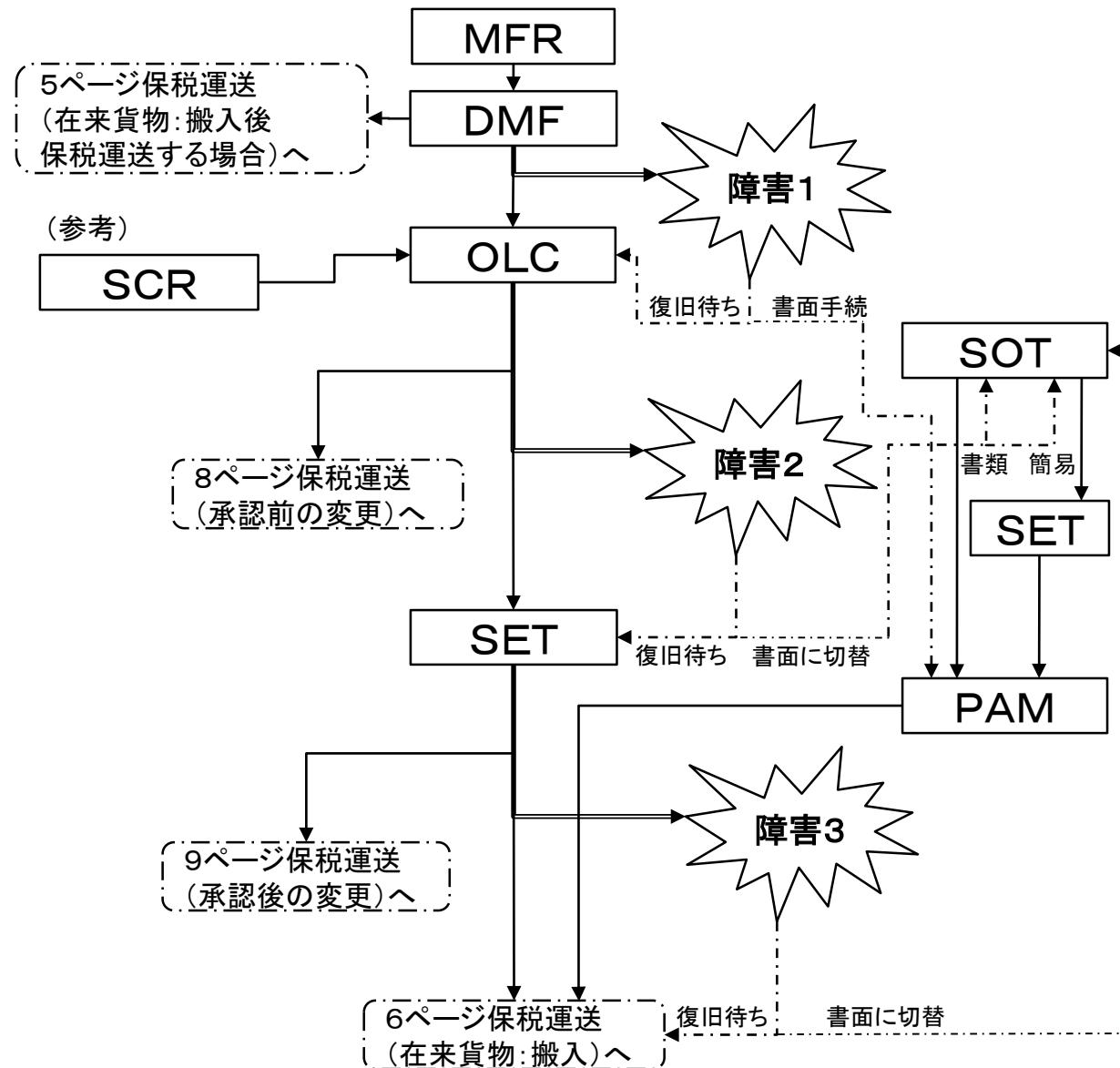
【障害3の対応】  
 ①保税運送申告控を必要部数印刷し、税關へ提出する。  
 ②保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。  
 ③保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により承認の取消しを行う。  
 ④貨物の搬出確認については、システム復旧後に行う。

【注意】  
貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、全てマニュアルにより行う。このため貨物情報は、PSH(MAN)により手作業移行を行う。

# 保税運送(海上コンテナ貨物・搬出入)



## 保税運送(在来貨物)



【障害1の対応】  
マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。

【障害2の対応】

- ①保税運送承認通知書または保税運送申告控が出力されていない場合は、マニュアル（税関書式C第4000号）で行う。
- ②保税運送申告控が出力されている場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ③保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。
- ④保税運送申告控またはマニュアルにより保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により申告撤回または承認の取消しを行う。

**【障害3の対応】**

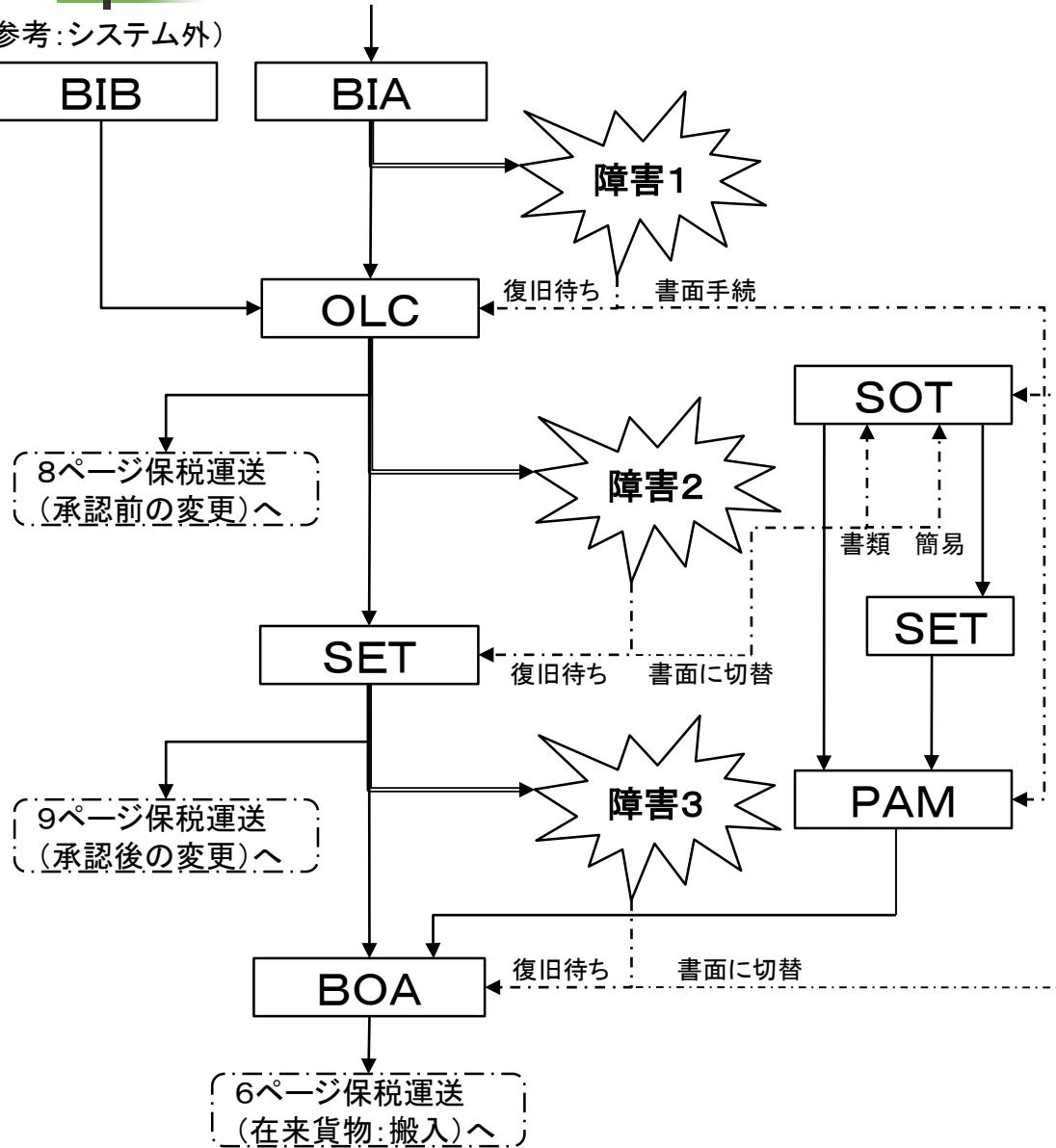
- ①保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ②保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。
- ③保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により承認の取消しを行う。

※ 輸入申告もマニュアルで行った場合は、6ページ(保税運送(在来貨物:搬入))の対応のとおり。

**【注意】**  
貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、全てマニュアルにより行う。このため貨物情報は、PSH(MAN)により手作業移行を行う。

# 保税運送(在来貨物・搬入後保税運送する場合)

(参考:システム外)



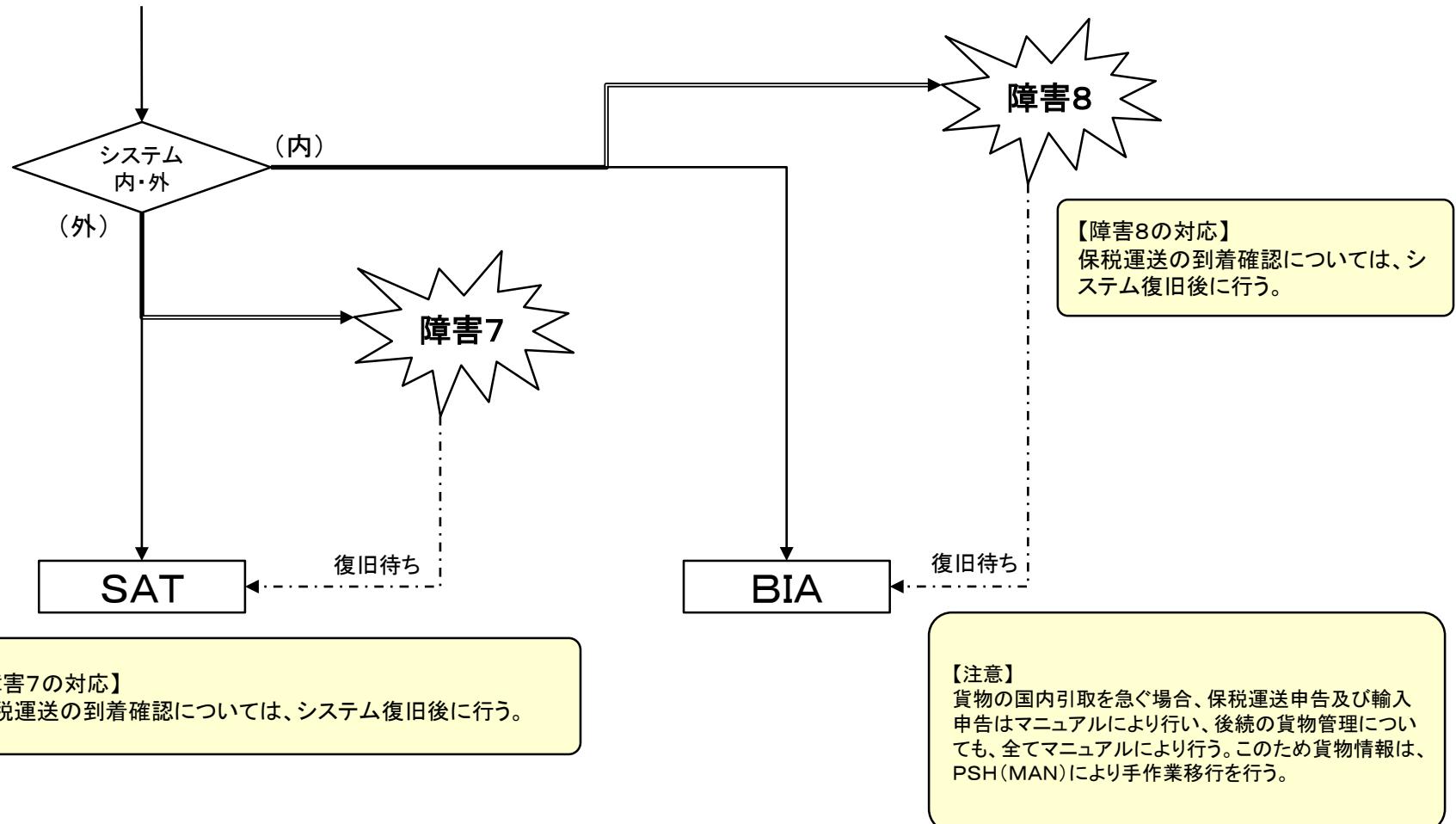
【障害1の対応】  
マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。

【障害2の対応】  
①保税運送承認通知書または保税運送申告控が输出されていない場合は、マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。  
②保税運送申告控がoutputされている場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税關へ提出する。  
③保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。  
④保税運送申告控またはマニュアルにより保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により申告撤回または承認の取消しを行う。

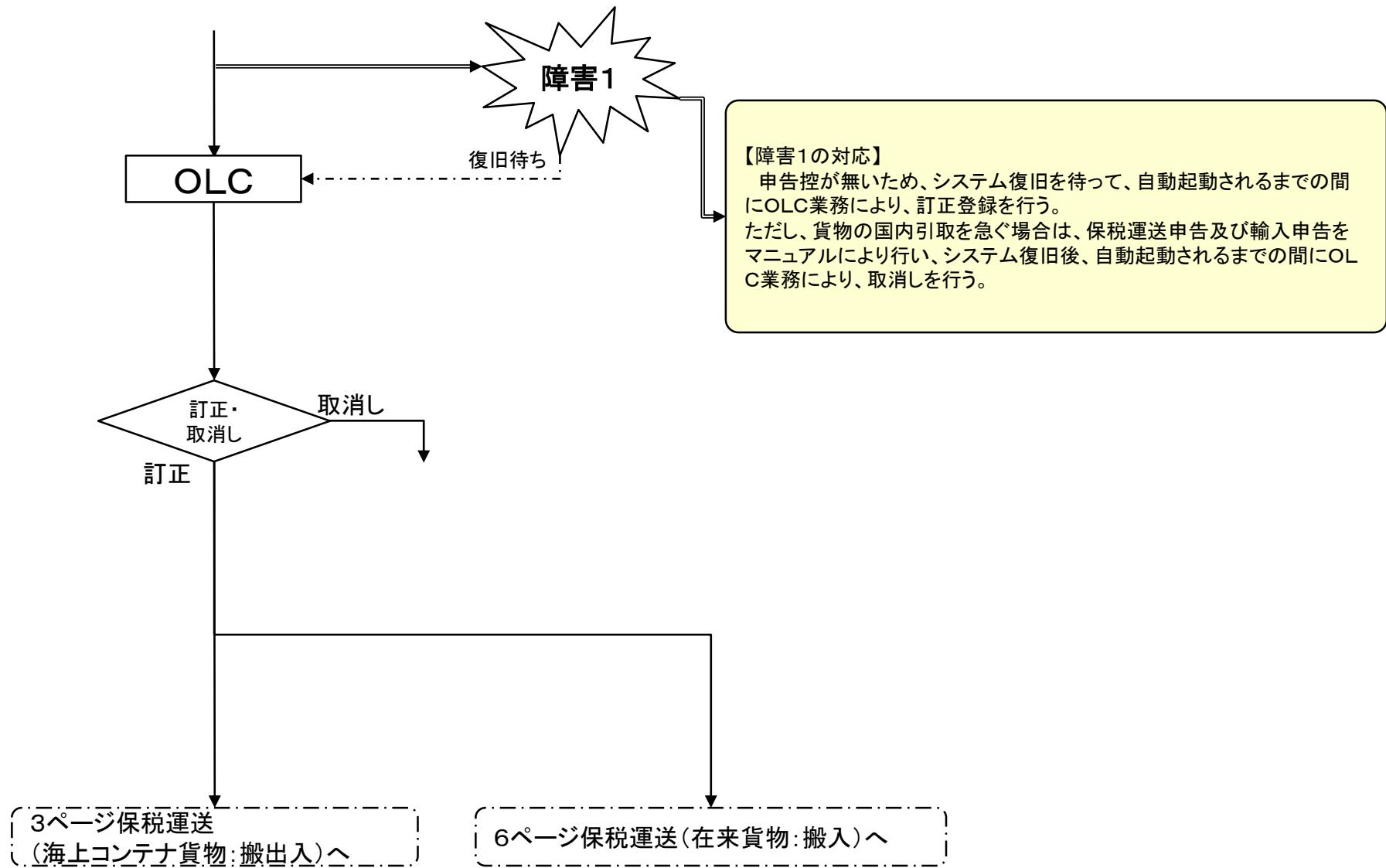
【障害3の対応】  
①保税運送申告控を必要部数印刷し、税關へ提出する。  
②保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。  
③保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により承認の取消しを行う。  
④貨物の搬出確認については、システム復旧後に行う。

【注意】  
貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、すべてマニュアルにより行う。このため貨物情報は、PSH(MAN)により手作業移行を行う。

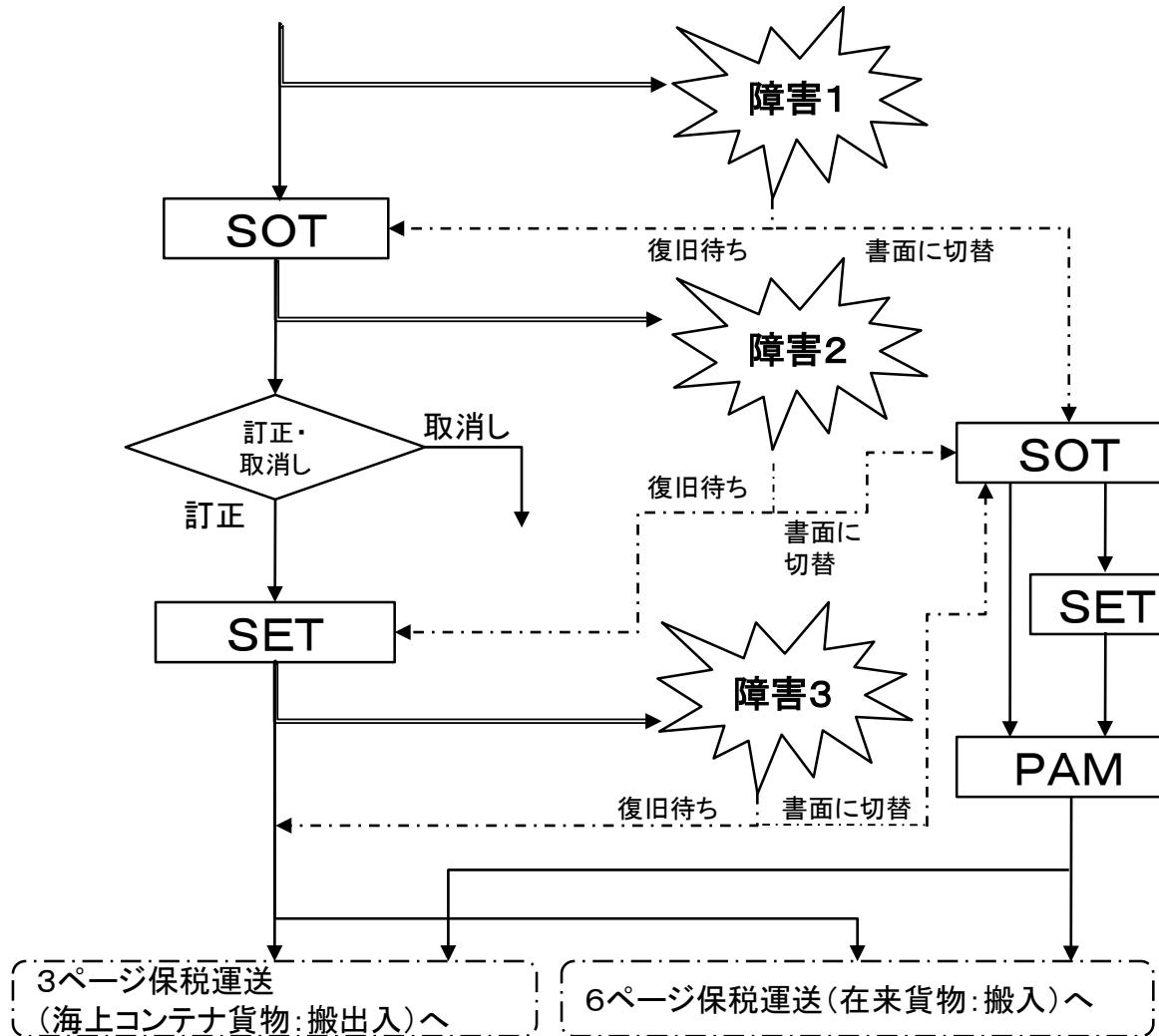
# 保税運送(在来貨物・搬入)



# 保税運送(自動起動前の訂正・取消し)

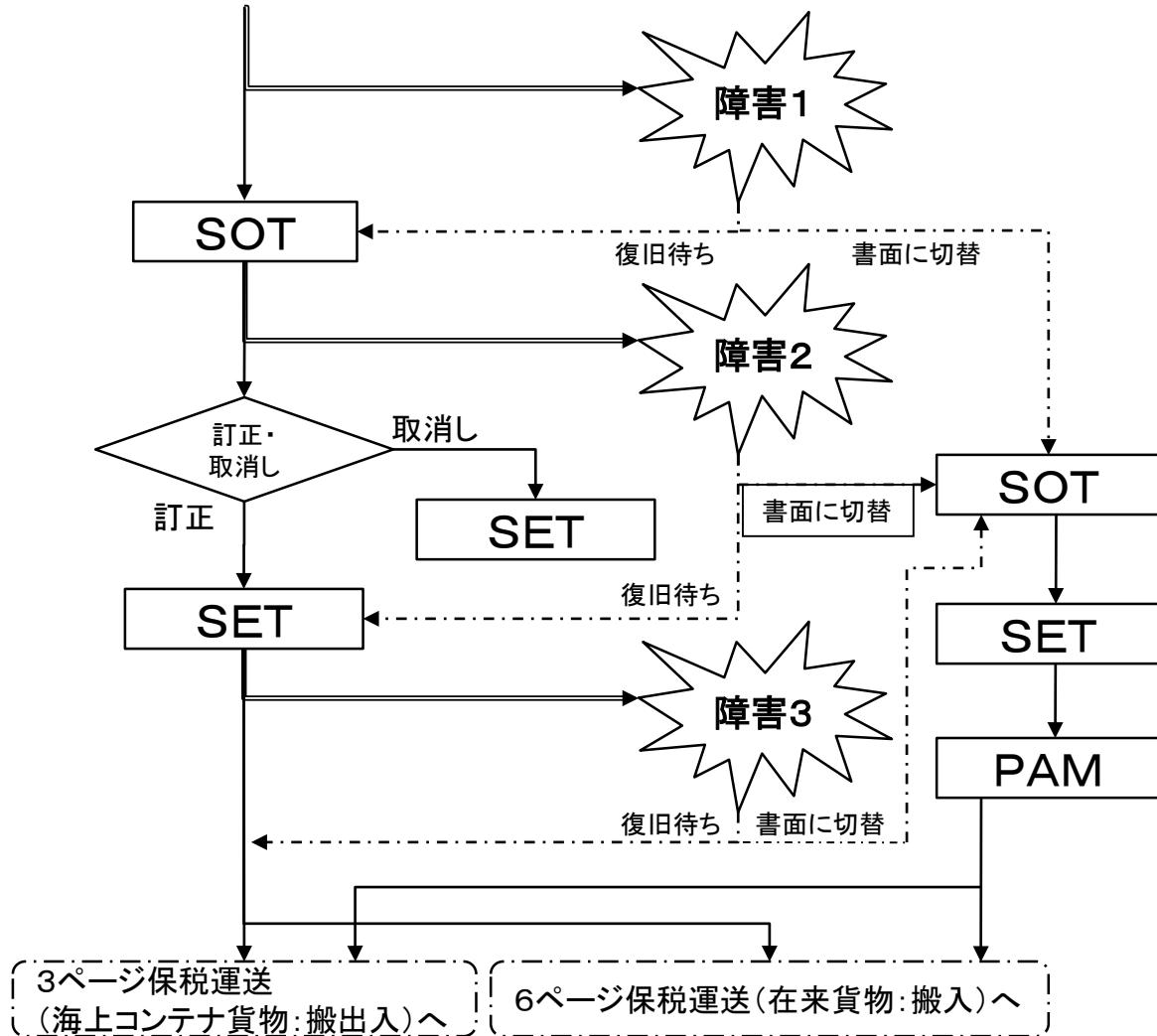


# 保税運送(承認前の変更)



# 保税運送(承認後の変更)

\*運送期間延長承認申請を含む。



## 【障害1の対応】

- ①保税運送承認通知書が出力されていない場合は、マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。
- ②保税運送承認通知書が出力されている場合は、保税運送承認通知書を必要部数印刷し、訂正内容を追記の上、税関へ提出する。
- ③保税運送承認通知書に承認印(訂正印)が押印され、交付される。
- ④保税運送承認通知書により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により承認の取消しを行う。

## 【障害2の対応】

- ①保税運送申告控が出力されていない場合は、訂正前の保税運送承認通知書を必要部数印刷し、訂正内容を追記の上、税関へ提出する。
- ②保税運送申告控が出力されている場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ③保税運送承認通知書または保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。
- ④保税運送承認通知書または保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により申告撤回または承認の取消しを行う。

## 【障害3の対応】

- ①保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ②保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。
- ③保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、SOT業務により承認の取消しを行う。
- ④貨物の搬出確認については、システム復旧後に行う。

## 【注意】

貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、全てマニュアルにより行う。このため貨物情報は、PSH(MAN)により手作業移行を行う。

# 搬出入確認登録

## NACCSに障害が発生した場合

		システム障害発生中	システム復旧後	備考
輸入貨物	搬出	システム以外の方法により、搬出入を管理	搬出確認登録を行う。	搬出要件となる運送承認等が行われた書面を確認しPAM業務により搬出確認登録を行う。
	搬入		通常通り	搬入年月日及び時刻については、システム復旧後に通常通り入力する。
輸出貨物	搬出	システム以外の方法により、搬出入を管理	搬出確認登録を行う。	搬出年月日及び時刻については、システム復旧後に通常通り入力する。
	搬入		通常通り	搬入年月日及び時刻については、システム復旧後に通常通り入力する。

# 搬出入確認登録

## 税関システムに障害が発生した場合

		システム障害発生中	システム復旧後	備考
輸入貨物	搬出	貨物移動差止の旨が登録された貨物については、貨物移動差止解除の旨の登録も行うことができないことから、貨物の搬出ができない場合がある。	通常通り	事故確認の旨又は訂正保留解除の旨の登録を行うまでの間、後続業務が実施できない可能性がある。
	搬入	特になし	通常通り	
輸出貨物	搬出	貨物移動差止の旨が登録された貨物については、貨物移動差止解除の旨の登録も行うことができないことから、貨物の搬出ができない場合がある。	通常通り	
	搬入	特になし	通常通り	

# 別添15 積荷目録事前報告

税関システム障害の場合は、通常通りNACCS業務を行って差し支えない。

ただし、税関において、貨物移動差止(解除)、事故確認及び訂正保留解除の登録ができない場合は、後続の手続について、必要に応じて書面により行うこととなる。

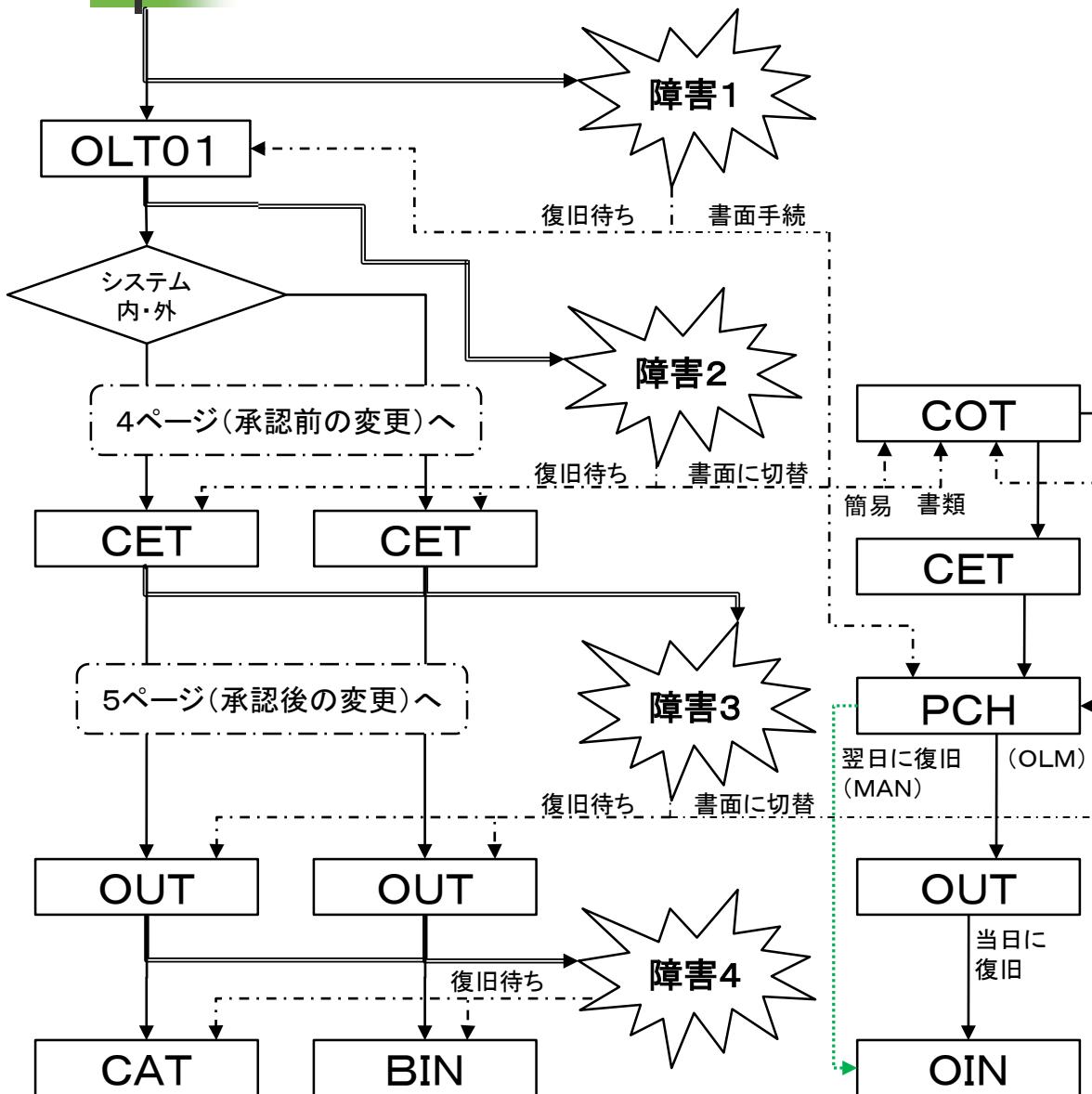
## ストレート貨物

障害発生前	障害発生	復旧後	備考
AAW	マニュアル事前提出	OIN→後続業務	システム外搬入確認登録により貨物情報を作成して後続業務を実施する。 ただし、管理資料等に反映されないことがあることから、関係者間における十分な調整の必要がある。
AAW→(UDA)	マニュアル事前提出	OIN→後続業務	システム外搬入確認登録により貨物情報を作成して後続業務を実施する。 ただし、管理資料等に反映されないことがあることから、関係者間における十分な調整の必要がある。
AAW→(UDA)→ADM01・HDM01	以降の手続及び貨物管理をシステム以外の方 法により行う場合	CAM01・CAH01(削除)	書面により、輸入許可又は保税運送承認された場合。 ただし、管理資料等に反映されないことがあることから、関係者間における十分な調整が必要である。
AAW→(UDA)→ADM01・HDM01→ACH		CAW(削除)	
AAW→(UDA)→ADM01・HDM01→ACH→(CAW・CAI)		CAW(削除)	
AAW→(UDA)→ADM01・HDM01→ACH→(CAW・CAI)→PKG		CPK(削除)→CAW(削除)	

## 混載貨物

障害発生前	障害発生	復旧後	備考
HCH	以降の手続及び貨物管理をシステム以外の方 法により行う場合	CHA(削除)	書面により、輸入許可又は保税運送承認された場合。 ただし、管理資料等に反映されないことがあることから、関係者間における十分な調整が必要である。
HCH→(CHA・CAI)		CHA(削除)	
HCH→(CHA・CAI)→HPK		CPK(削除)	
HCH→(CHA・CAI)→HPK→(C HP・CAI)		CHA(削除)→CPK(削除)	

## 保稅運送(航空貨物)



【障害1の対応】  
マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。

【障害2の対応】

- ①保税運送承認通知書または保税運送申告控が 출력されていない場合は、マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。
- ②保税運送申告控が 출력されている場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ③保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。
- ④保税運送申告控またはマニュアルにより保税運送が承認された場合は、システム復旧後、COT業務により申告撤回又は承認の取消しを行う。

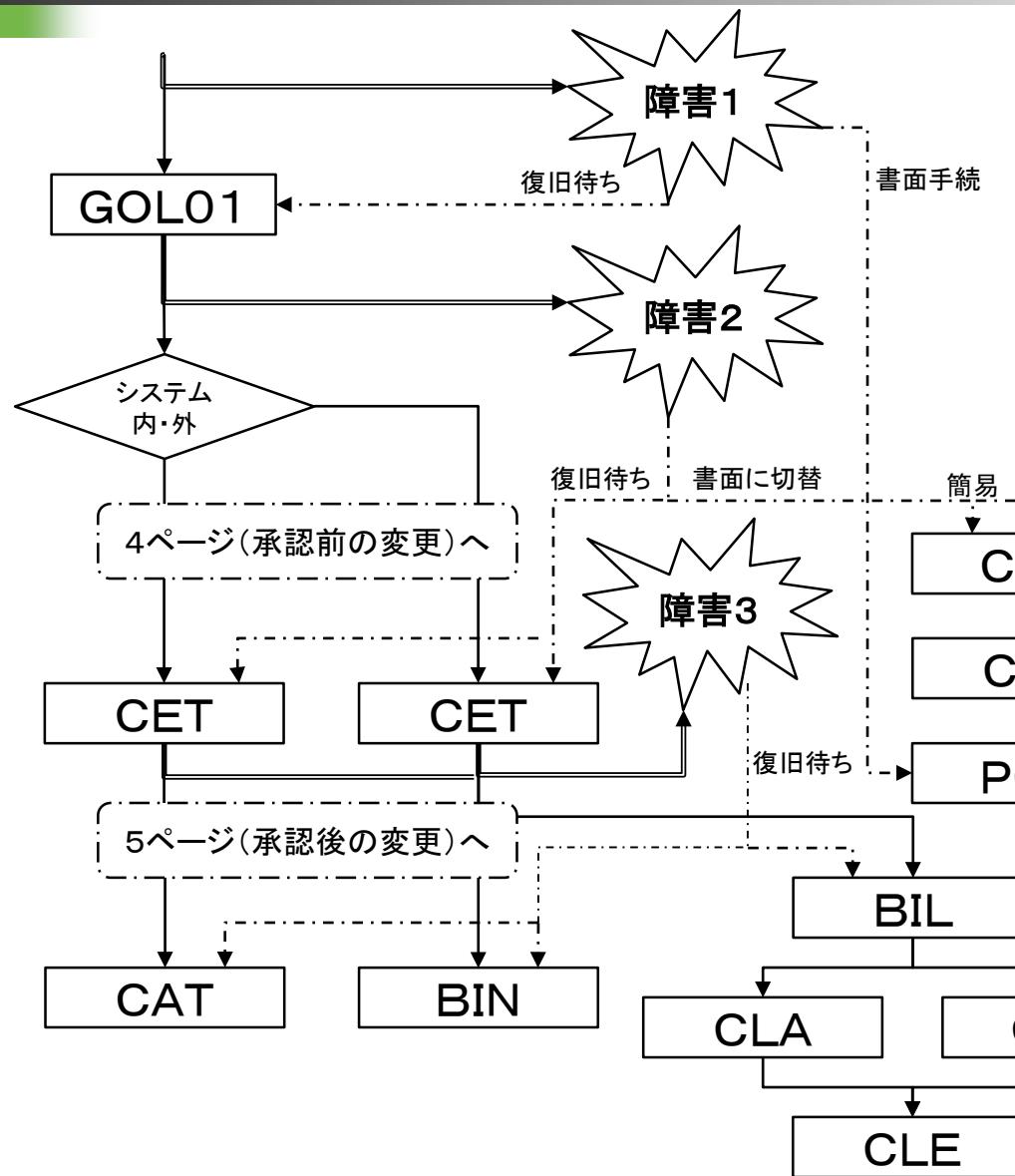
【障害3の対応】

- ①保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ②保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。
- ③保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後において、COT業務により承認の取消しを行う。
- ④貨物の搬出確認については、システム復旧後に行う。ただし、実際に貨物を搬出した日の翌日にシステムが復旧した場合などは、OUT業務の搬出年月日欄には過去の日付を入力することができないことから、システム復旧後、PCH(MAN)により貨物情報を手作業移行してマニュアル管理とする。

【障害4の対応】  
復旧までお待ちください。

**【注意】**  
貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、全てマニュアルにより行う。  
このため貨物情報は、PCH(MAN)により手作業移行を行う。

# 保税運送(航空貨物)



**【障害1の対応】**  
書面(税関書式C第4000号)で行う。

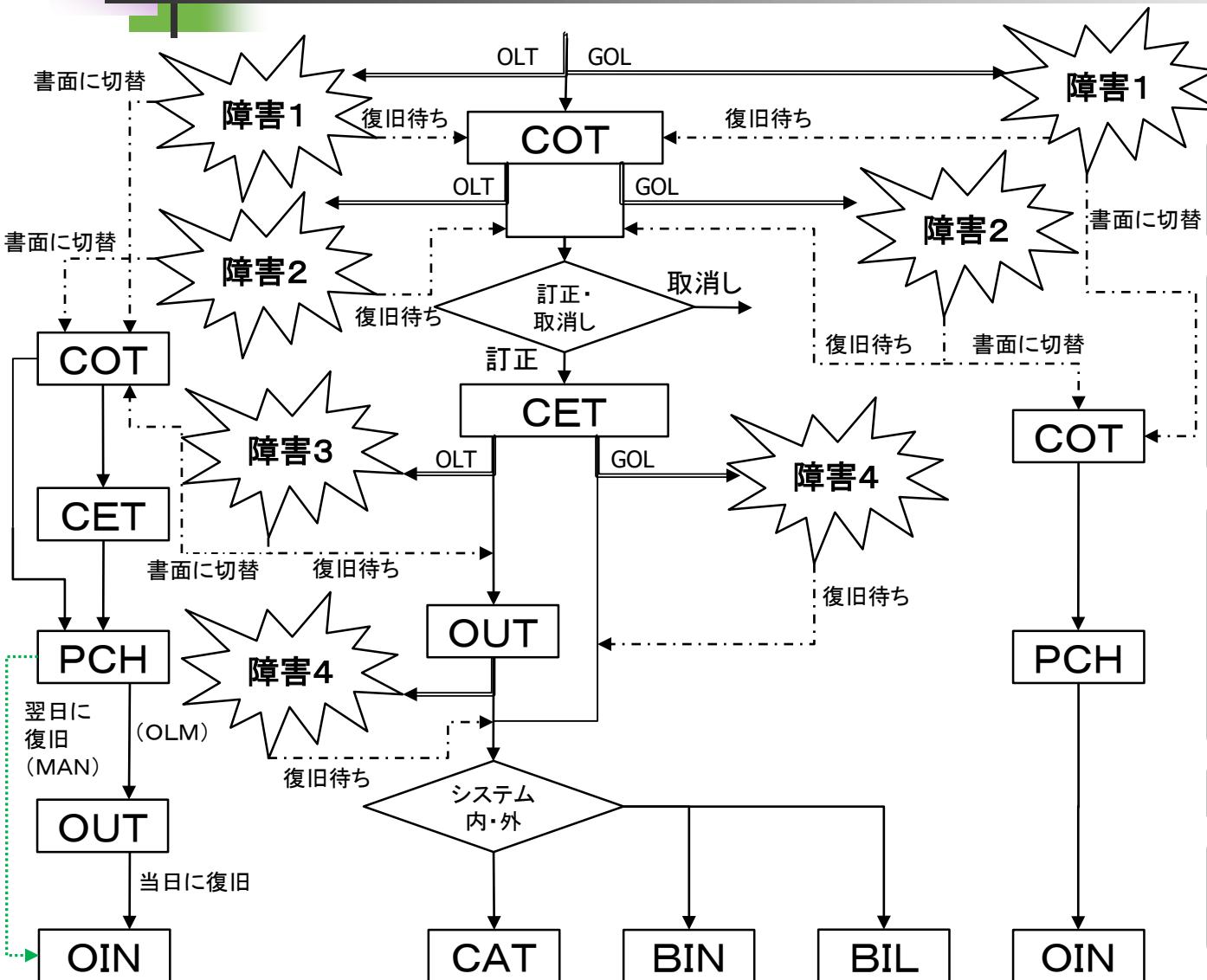
**【障害2の対応】**

- ①保税運送承認通知書または保税運送申告控が  
出力されていない場合は、マニュアル(税関書式C  
第4000号)で行う。
- ②保税運送申告控が  
出力されている場合は、保税  
運送申告控を必要部数印刷し、税關へ提出する。
- ③保税運送申告控に承認印が押印され、交付され  
る。
- ④保税運送申告控またはマニュアルにより保税運  
送が承認された場合は、システム復旧後、COT業  
務により申告撤回又は承認の取消しを行う。

**【障害3の対応】**  
復旧までお待ちください。

**【注意】**  
貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、全てマニュアルにより行う。このため貨物情報は、PCH(MAN)により手作業移行を行う。

# 保税運送(承認前の変更)



## 【障害1の対応】

保税運送申告控を必要部数印刷し、訂正内容を追記の上、税関へ提出する。ただし、保税運送申告控が提出されていない場合は、マニュアル(税関書式C第4000号)で行う。

## 【障害2の対応】

- ①保税運送申告控が提出されている場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ②保税運送申告控が提出されていない場合は、訂正前の保税運送申告控を必要部数印刷し、訂正内容を追記の上、税関へ提出する。
- ③保税運送申告控またはマニュアルにより保税運送が承認された場合は、システム復旧後、COT業務により申告撤回を行う。

## 【障害3の対応】

- ①保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ②保税運送申告控に承認印が押印され、交付される。
- ③保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、COT業務により承認の取消しを行う。
- ④貨物の搬出確認については、システム復旧後に行う。ただし、実際に貨物を搬出した日の翌日にシステムが復旧した場合などは、OUT業務の搬出年月日欄には過去の日付を入力することができないことから、システム復旧後、PCH(MAN)業務により貨物情報を手作業移行してマニュアル管理とする。

## 【障害4の対応】

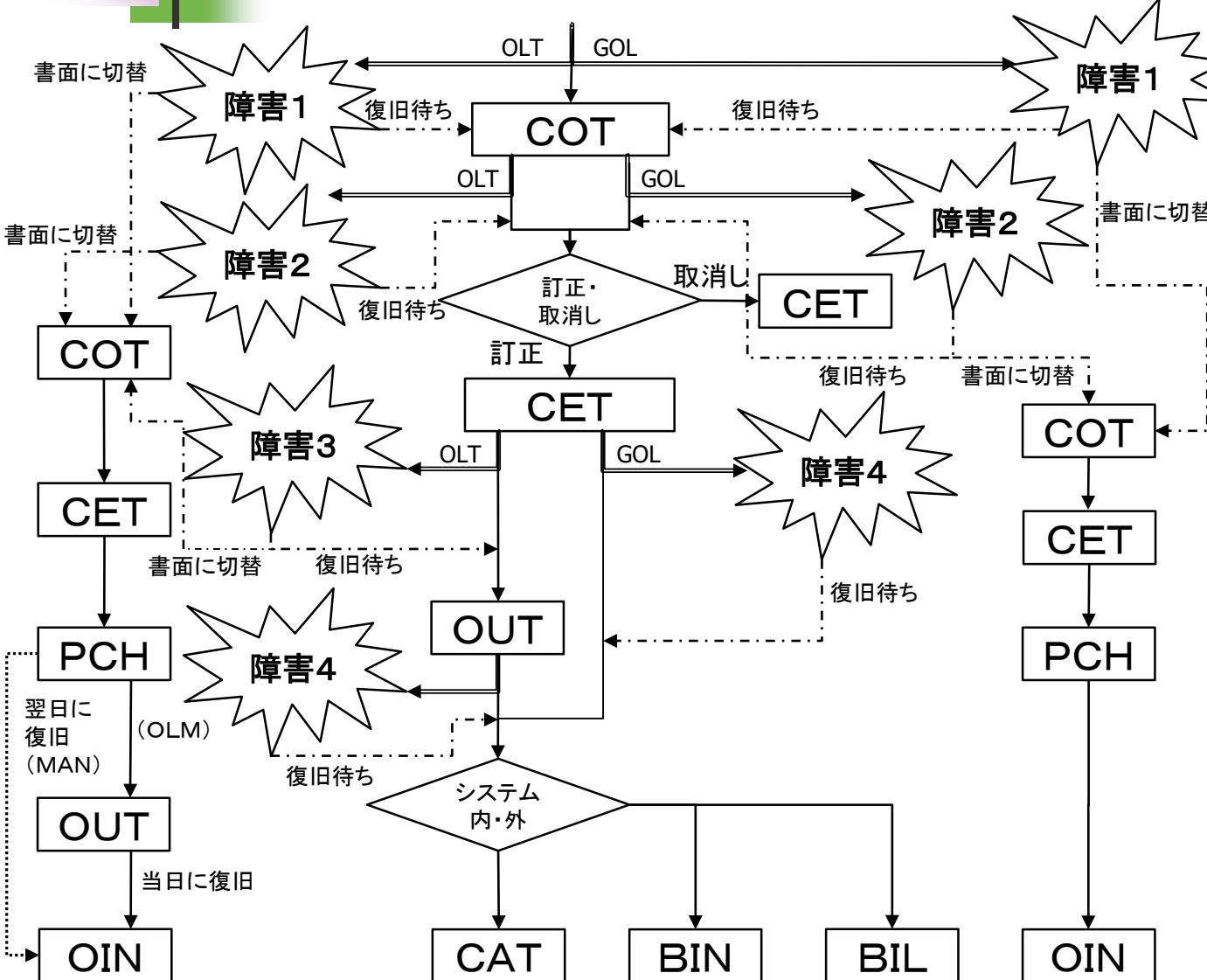
復旧までお待ちください。

## 【注意】

貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、すべてマニュアルにより行い、貨物情報は、PCH(MAN)業務により手作業移行を行う。

# 保税運送(承認後の変更)

\*運送期間延長承認申請を含む。



## 【障害1の対応】

保税運送承認通知書を必要部数印刷し、訂正内容を追記の上、税関へ提出する。

## 【障害2の対応】

- ①保税運送申告控が出力されていない場合は、保税運送承認通知書を必要部数印刷し、訂正内容を追記の上、税関へ提出する。
- ②保税運送申告控が出力されている場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ③保税運送承認通知書又は保税運送申告控により保税運送が承認された場合は、システム復旧後、COT業務により承認の取消しを行う。

## 【障害3の対応】

- ②保税運送承認通知書が出力されていない場合は、保税運送申告控を必要部数印刷し、税関へ提出する。
- ③保税運送申告控にて承認された場合は、システム復旧後、COT業務により承認の取消しを行う。
- ④貨物の搬出確認については、システム復旧後に行う。ただし、実際に貨物を搬出した日の翌日にシステムが復旧した場合などは、OUT業務の年月日欄には過去の日付を入力することができないことから、システム復旧後、PCH(MAN)業務により貨物情報を手作業移行してマニュアル管理とする。

## 【障害4の対応】

復旧までお待ちください。

## 【注意】

貨物の国内引取を急ぐ場合、保税運送申告及び輸入申告はマニュアルにより行い、後続の貨物管理についても、すべてマニュアルにより行い、貨物情報は、PCH(MAN)業務により手作業移行を行う。

# 搬出入確認登録

## NACCSに障害が発生した場合

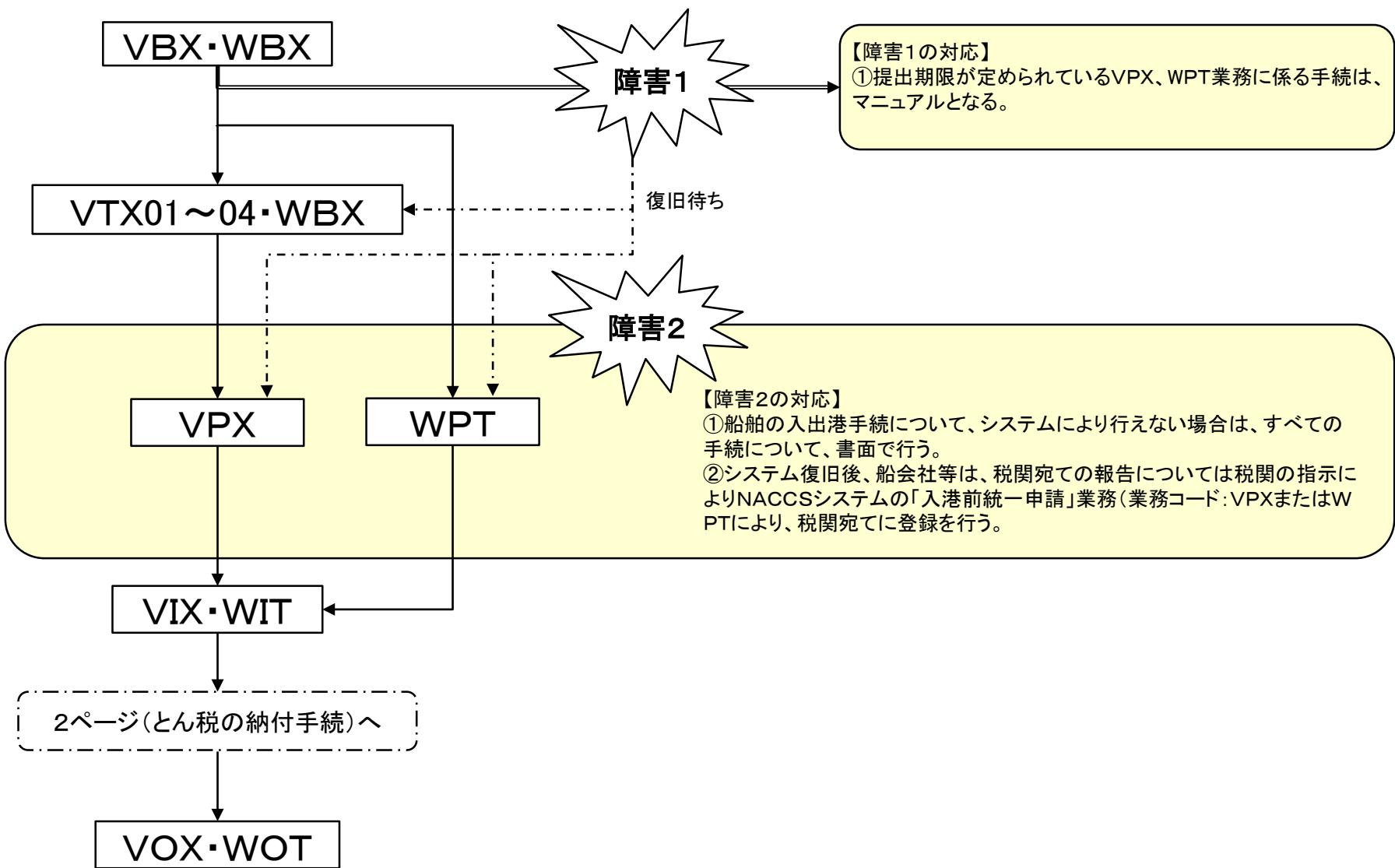
		システム障害発生中	システム復旧後	備考
輸入貨物	搬出	システム以外の方法により、搬出入を管理	貨物情報を手作業移行する。	実際に貨物を搬出した日の翌日にシステムが復旧した場合は、OUT業務の搬出年月日欄には過去の日付を入力することができないことから、システム復旧後にPCH(MAN)業務により貨物情報を削除してマニュアル管理とする。
	搬入		通常通り	搬入開始・搬入終了の年月日及び時刻については、システム復旧後に通常通り入力する。
輸出貨物	搬出	システム以外の方法により、搬出入を管理	貨物情報を手作業移行する。	翌日にシステム復旧した場合は、管理資料の搬出年月日を訂正する必要がある。
	搬入		通常通り	搬入開始・搬入終了の年月日及び時刻については、システム復旧後に通常通り入力する。

# 搬出入確認登録

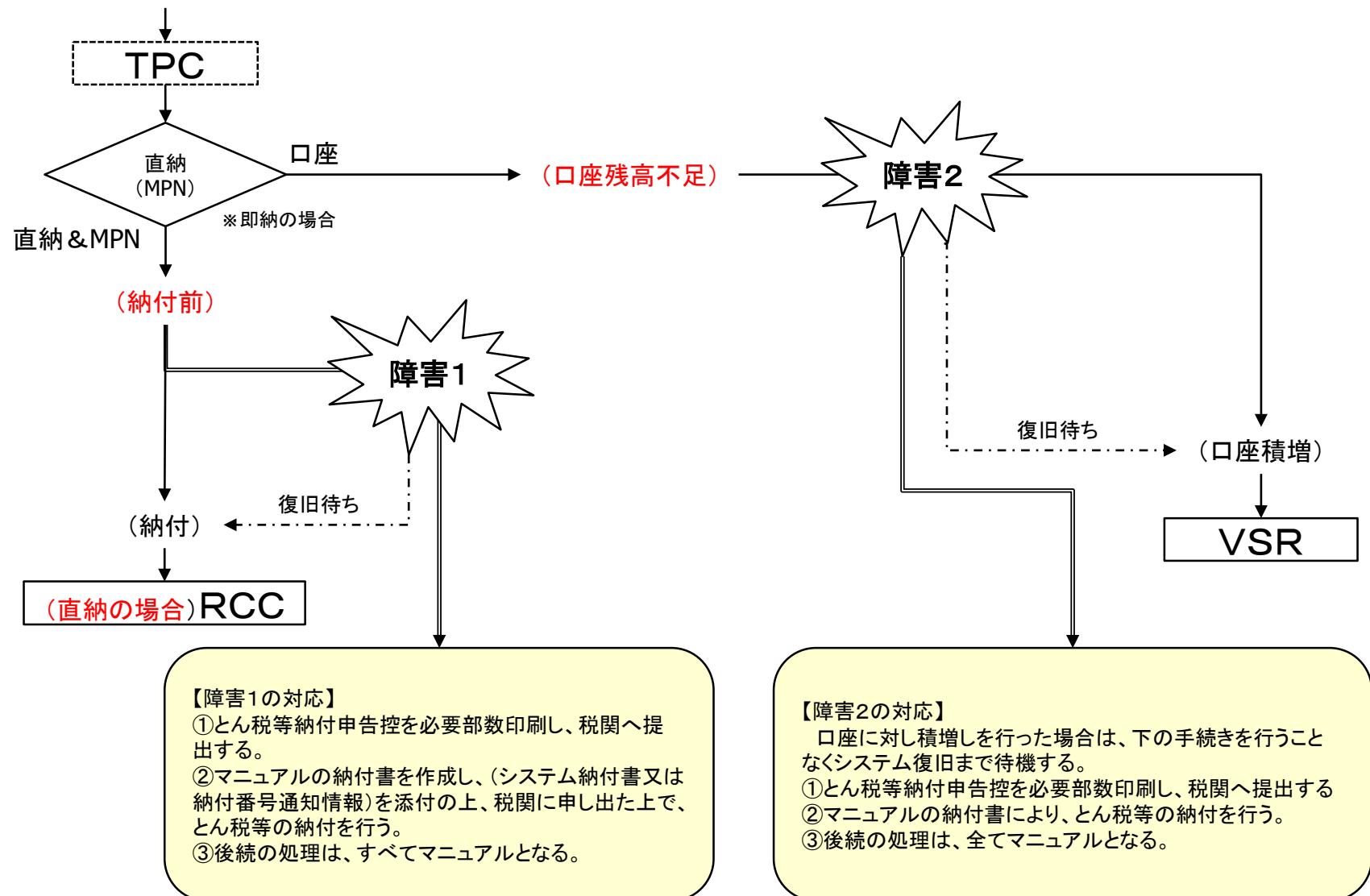
## 税関システムに障害が発生した場合

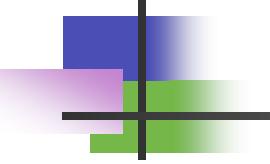
		システム障害発生中	システム復旧後	備考
輸入貨物	搬出	貨物移動差止の旨が登録された貨物については、貨物移動差止解除の旨の登録も行うことができないため、貨物の搬出ができない場合がある。	通常通り	事故確認の旨又は訂正保留解除の旨の登録を行うまでの間、後続業務が実施できない可能性がある。
	搬入	特になし	通常通り	
輸出貨物	搬出	貨物移動差止の旨が登録された貨物については、貨物移動差止解除の旨の登録も行うことができないため、貨物の搬出ができない場合がある。	通常通り	
	搬入	特になし	通常通り	

## 別添16 船舶の入出港手続



# とん税の納付手続





## 航空機の入出港手続

システム障害時は、マニュアルにより入港届、出港届を提出し、システム復旧後、税関においてシステムに登録する。  
(通常のマニュアル処理と同様のため、フロー省略)